

水質汚濁に係る農薬登録保留基準として 環境大臣の定める基準の設定に関する資料

資料目次

| | 農薬名 | 基準設定 | ページ |
|----|----------------------|------|-----|
| 1 | アミスルプロム | 既登録 | 1 |
| 2 | インダジフラム | 新規 | 5 |
| 3 | インドキサカルブMP及びインドキサカルブ | 既登録 | 3 8 |
| 4 | スピノサド | 既登録 | 4 4 |
| 5 | トリフロキシストロビン | 既登録 | 5 0 |
| 6 | ハロスルフロンメチル | 既登録 | 5 4 |
| 7 | ピラクロストロビン | 既登録 | 5 9 |
| 8 | ペントキサゾン | 既登録 | 6 3 |
| 9 | ミクロブタニル | 既登録 | 6 7 |
| 10 | メタラキシル及びメタラキシルM | 既登録 | 7 1 |

平成23年12月20日

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

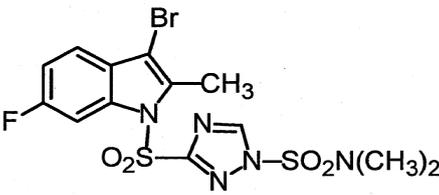
評 価 農 薬 基 準 値 一 覧

| 農薬名 | 基準値案 (mg/L) |
|------------------------|---------------|
| 1 アミスルブロム | 0.2 |
| 2 インダジフラム | 0.05 |
| 3 インドキサカルブMP及びインドキサカルブ | 0.013 |
| 4 スピノサド | 0.063 |
| 5 トリフロキシストロビン | 0.1 |
| 6 ハロスルフロンメチル | 0.26 |
| 7 ピラクロストロビン | 0.090 |
| 8 ペントキサゾン | 0.61 |
| 9 ミクロブタニル | 0.063 |
| 10 メタラキシル及びメタラキシルM | 0.058 |

アミスルブロム

1. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

| | | | | | |
|-----|--|-----|-------|---------|-------------|
| 化学名 | 3 - (3 - ブロモ - 6 - フルオロ - 2 - メチルインドール - 1 - イルスルホニル) - <i>N, N</i> - ジメチル - 1 <i>H</i> - 1 , 2 , 4 - トリアゾール - 1 - スルホンアミド | | | | |
| 分子式 | C ₁₃ H ₁₃ BrFN ₅ O ₄ S ₂ | 分子量 | 466.3 | CAS NO. | 348635-87-0 |
| 構造式 |  | | | | |

2. 作用機構等

アミスルブロムは、スルファモイルトリアゾール骨格を有する殺菌剤であり、その作用機構は、卵菌類のミトコンドリア内電子伝達系複合体のQiサイトの阻害である。本邦での初回登録は2008年である。

製剤は粉剤及び水和剤が、適用作物は果樹、野菜、いも、豆、花き、芝等がある。

原体の国内生産量は、25.2 t (20年度)、41.1 t (21年度)、31.2 t (22年度)であった。

年度は農薬年度 (前年10月 ~ 当該年9月)、出典 : 農薬要覧-2011- ((社) 日本植物防疫協会)

3. 各種物性

| | | | |
|--------|---|----------------|--|
| 外観・臭気 | 淡黄色結晶性固体、無臭 | 土壌吸着係数 | $K_{F^{ads}OC} = 8,200 - 44,000$ (25) |
| 融点 | 128.6 - 130.0 | オクタノール / 水分配係数 | $\log Pow = 4.4$ (40) |
| 沸点 | 減圧条件下で沸点に達する温度以下にて熱分解 | 生物濃縮性 | BCF _{ss} = 140 (試験濃度 : $5.0 \times 10^{-4} \text{mg/L}$) BCF _{ss} = 180 (試験濃度 : $5.0 \times 10^{-5} \text{mg L}$) |
| 蒸気圧 | $1.8 \times 10^{-8} \text{ Pa}$ (25) | 密度 | 1.7 g/cm^3 (20) |
| 加水分解性 | 半減期 88 日 (pH4、25) 76 日 (pH7、25) 7.1 日 (pH9、25) | 水溶解度 | 0.11 mg/L (20) |
| 水中光分解性 | 半減期 6.1 時間 (東京春季太陽光換算 26.2 時間) (滅菌緩衝液、25 、 425W/m^2 、290 - 800nm) 4.7 時間 (東京春季太陽光換算 20.2 時間) (滅菌自然水、25 、 425W/m^2 、300 - 800nm) | | |

. 安全性評価

| | |
|---|----------------|
| 許容一日摂取量 (ADI) | 0.1 mg/kg 体重/日 |
| <p>食品安全委員会は、平成 21 年 9 月 10 日付けで、アミスルプロムの ADI を 0.1 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値はイヌを用いた 1 年間慢性毒性試験における無毒性量 10 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。</p> | |

・水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

非水田農薬として、水濁 PEC が最も高くなる使用方法について表のパラメーターを用いて水濁 PEC を算出する。

1．非水田使用時の水濁 PEC

| 使用方法 | | 各パラメーターの値 | |
|-----------|------------------------------------|---------------------------|-------|
| 剤 型 | 50.0%水和剤 | I : 単回の農薬使用量（有効成分 g/ha） | 1,250 |
| 使用場面 | 非水田 | N_{app} : 総使用回数（回） | 4 |
| 適用作物 | 芝 | A_p : 農薬使用面積（ha） | 37.5 |
| 農薬使用量 | 0.5 L/m ² ¹⁾ | | |
| 総使用回数 | 4 回 | | |
| 地上防除/航空防除 | 地 上 | | |
| 施 用 法 | 散 布 | | |

¹⁾ 希釈液（希釈倍数 2,000 倍）として。

2．水濁 PEC 算出結果

| 使用場面 | 水濁 PEC _{Tier1} (mg/L) |
|-------------------|---|
| 水田使用時 | 適用無し |
| 非水田使用時 | 0.00007018 ... |
| うち地表流出寄与分 | 0.00006989 ... |
| うち河川ドリフト寄与分 | 0.00000029 ... |
| 合 計 ¹⁾ | 0.00007018 ... ≒ <u>0.000070 (mg/L)</u> |

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

総合評価

1. 水質汚濁に係る登録保留基準値（案）

| | |
|---|-----------------|
| 公共用水域の水中における予測濃度 に対する基準値 | 0.2 mg/L |
| 以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 ¹⁾ | |
| $0.1 \text{ (mg/kg 体重/日)} \times 53.3 \text{ (kg)} \times 0.1 \text{ / } 2 \text{ (L/人/日)} = 0.266\dots \text{(mg/L)}$ <p style="text-align: center;">ADI 平均体重 10 %配分 飲料水摂取量</p> | |

¹⁾ 登録保留基準値は有効数字1桁（ADIの有効数字桁数）とし、2桁目を切り捨てて算出した。

< 参考 > 水質に関する基準値等

| | |
|----------------------------------|----|
| (旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾ | なし |
| 水質要監視項目 ²⁾ | なし |
| 水質管理目標設定項目 ³⁾ | なし |
| ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾ | なし |
| WHO飲料水水質ガイドライン ⁵⁾ | なし |

¹⁾ 平成17年8月3日改正前の「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月2日農林省告示346号）第4号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改定について」（平成22年9月29日付け環水大土第100929001号環境省水・大気環境局長通知）において設定された指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, third edition, incorporating first and second addenda

2. リスク評価

水濁 $PEC_{Tier1} = 0.000070$ (mg/L)であり、登録保留基準値 0.2 (mg/L)を超えないことを確認した。

（参考）食品経由の農薬理論最大摂取量と対ADI比

| 農薬理論最大摂取量(mg/人/日) ¹⁾ | 対ADI比(%) ²⁾ |
|---------------------------------|------------------------|
| 1.3 | 25 |

¹⁾ 食品経由の農薬理論最大摂取量は、平成22年3月3日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における食品群毎の基準値案を基に算出した理論最大摂取量を示す。

²⁾ 平均体重 53.3 kg で計算

インダジフラム

評価対象農薬の概要

1. 物質概要

| | | | | | |
|-----|---|-----|-------|---------|-------------|
| 化学名 | N - [(1R, 2S) - 2, 3 - ジヒドロ - 2, 6 - ジメチル - 1H - インデン - 1 - イル] - 6 - [(1RS) - 1 - フルオロエチル] - 1, 3, 5 - トリアジン - 2, 4 - ジアミン | | | | |
| 分子式 | C ₁₆ H ₂₀ FN ₅ | 分子量 | 301.4 | CAS NO. | 950782-86-2 |
| 構造式 | | | | | |

2. 作用機構等

インダジフラムは、アルキルアジン系化合物の除草剤であり、その作用機構は植物の細胞壁を構成する不溶性セルロースの生合成の阻害と考えられている。本邦では未登録である。

製剤は水和剤が、適用作物は芝として登録申請されている。

3. 各種物性等

| | | | |
|--------|--|----------------|--|
| 外観・臭気 | 白色粉末、無臭 | 土壌吸着係数 | $K_{F^{ads}_{OC}} = 400 - 740$ (20) $K_{F^{ads}_{OC}} = 500 - 1,000$ (25) |
| 融点 | 183 - 184 | オクタノール / 水分配係数 | $\log Pow = 2.0$ (pH2) $= 2.8$ (pH4、7、9) |
| 沸点 | 320 | 生物濃縮性 | - |
| 蒸気圧 | 2.5×10^{-8} Pa (20) 6.8×10^{-8} Pa (25) | 密度 | 1.2 g/cm^3 (20) |
| 加水分解性 | 半減期 >1年 (pH4、7、9 ; 25) | 水溶解度 | 4.4 mg/L (pH4) 2.8 mg/L (pH7、pH9) |
| 水中光分解性 | 半減期 1.4日 (東京春季太陽光換算 8.1日) (pH7 滅菌緩衝液、25、564 - 573W/m ² 、300 - 800nm) 5.7時間 (東京春季太陽光換算 2.5日) (pH8.0 滅菌自然水、25、1,040W/m ² 、300 - 800nm) | | |

・安全性評価

| | |
|--|-----------------|
| 非食用許容一日摂取量（非食用 ADI） | 0.02 mg/kg 体重/日 |
| <p>インダジフラムの各種試験成績の評価結果に基づき、インダジフラムの非食用 ADI を 0.02 mg/kg 体重/日と設定する。¹⁾</p> <p>なお、この値はイヌを用いた 1 年間慢性毒性試験における無毒性量 2 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。</p> | |

1) 本剤は、食用農作物への適用が申請されておらず、登録申請に伴う食品安全委員会による食品健康影響評価は行われていない。このため、非食用農作物専用農薬安全性評価検討会において非食用 ADI を設定した(別紙参照)。

・水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

非水田農薬として、水濁 PEC が最も高くなる使用方法について表のパラメーターを用いて水濁 PEC を算出する。

1．非水田使用時の水濁 PEC

| 使用方法 | | 各パラメーターの値 | |
|-----------|-----------|----------------------------|------|
| 剤 型 | 19.1%水和剤 | I : 単回の農薬使用量(有効成分 g /ha) | 57.3 |
| 使用場面 | 非水田 | N_{app} : 総使用回数(回) | 2 |
| 適用作物 | 芝 | A_p : 農薬使用面積(ha) | 37.5 |
| 農薬使用量 | 30 mL/10a | | |
| 総使用回数 | 2 回 | | |
| 地上防除/航空防除 | 地 上 | | |
| 施 用 法 | 散 布 | | |

2 . 水濁 PEC 算出結果

| 使用場面 | 水濁 PEC_{Tier1} (mg/L) |
|-------------------|---|
| 水田使用時 | 適用無し |
| 非水田使用時 | 0.000001952 ... |
| うち地表流出寄与分 | 0.000001945 ... |
| うち河川ドリフト寄与分 | 0.000000007 ... |
| 合 計 ¹⁾ | 0.000001952 ... ≒ <u>0.0000020 (mg/L)</u> |

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

総合評価

1. 水質汚濁に係る登録保留基準値（案）

| | |
|---|----------|
| 公共用水域の水中における予測濃度 に対する基準値 | 0.05mg/L |
| 以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 ¹⁾ | |
| $\begin{array}{ccccccc} 0.02 \text{ (mg/kg 体重/日)} & \times & 53.3 \text{ (kg)} & \times & 0.1 & / & 2 \text{ (L/人/日)} = 0.0533\dots \text{ (mg/L)} \\ \text{非食用 ADI} & & \text{平均体重} & & \text{10\%配分} & & \text{飲料水摂取量} \end{array}$ | |

¹⁾ 登録保留基準値は有効数字 1 桁（ADI の有効数字桁数）とし、2 桁目を切り捨てて算出した。

< 参考 > 水質に関する基準値等

| | |
|----------------------------------|----|
| (旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾ | なし |
| 水質要監視項目 ²⁾ | なし |
| 水質管理目標設定項目 ³⁾ | なし |
| ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾ | なし |
| WHO飲料水水質ガイドライン ⁵⁾ | なし |

¹⁾ 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号）第 4 号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正について」（平成 22 年 9 月 29 日付け環水大土発第 100929001 号環境省水・大気環境局長通知）において設定された指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, third edition, incorporating first and second addenda

2. リスク評価

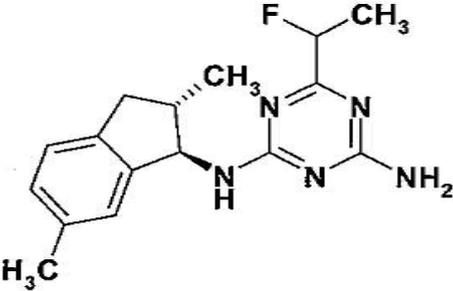
水濁 $PEC_{Tier1} = 0.0000020 \text{ (mg/L)}$ であり、登録保留基準値 0.05 (mg/L) を超えないことを確認した。

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する安全性評価資料（案）

インダジフラム

. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

| | | | | | |
|-----|---|-----|-------|---------|-------------|
| 化学名 | <i>N</i> -[(1 <i>R</i> , 2 <i>S</i>)-2, 3-ジヒドロ-2, 6-ジメチル-1 <i>H</i> -インデン-1-イル]-6-[(1 <i>R</i> <i>S</i>)-1-フルオロエチル]-1, 3, 5-トリアジン-2, 4-ジアミン | | | | |
| 分子式 | C ₁₆ H ₂₀ FN ₅ | 分子量 | 301.4 | CAS No. | 950782-86-2 |
| 構造式 |  | | | | |

2. 作用機構等

インダジフラムは、アルキルアジン系化合物の除草剤であり、その作用機構は、植物の細胞壁を構成する不溶性セルロースの生合成の阻害と考えられている。本邦では未登録である。

製剤は水和剤が、適用作物は芝として登録申請されている。

3 . 各種物性

インダジフラムの各種物性を表 1 に示した。

表 1 インダジフラムの物理化学的性状

| | | | |
|--------|---|----------------|--|
| 外観・臭気 | 白色粉末、無臭 | 土壌吸着係数 | $K_{F^{ads}OC} = 400 - 740$ (20) $K_{F^{ads}OC} = 500 - 1,000$ (25) |
| 融点 | 183 - 184 | オクタノール / 水分配係数 | $\log Pow = 2.0$ (pH2) $= 2.8$ (pH4、 7、 9) |
| 沸点 | 320 | 生物濃縮性 | - |
| 蒸気圧 | 2.5×10^{-8} Pa (20) 6.8×10^{-8} Pa (25) | 密度 | 1.2 g/cm^3 (20) |
| 加水分解性 | 半減期 >1 年 (pH4、 7、 9 ; 25) | 水溶解度 | 4.4 mg/L (pH4) 2.8 mg/L (pH7、 pH9) |
| 水中光分解性 | 半減期 1.4 日 (東京春季太陽光換算 8.1 日) (pH7 滅菌緩衝液、 25 、 $564\text{-}573\text{W/m}^2$ 、 300-800nm) 5.7 時間 (東京春季太陽光換算 2.5 日) (pH8.0 滅菌自然水、 25 、 $1,040\text{W/m}^2$ 、 300-800nm) | | |

・ 試験結果概要

インダジフラムの農薬登録申請資料を用いて試験結果の概要を整理した。代謝物 / 分解物等の略称及び検査値等の略称は別紙 1 及び 2 に示した。

1 . 動物体内運命試験

Wistar ラットにインダジフラムのインダン環の 3 位の炭素を ^{13}C 又は ^{14}C で標識したもの (以下「I 標識体」という。) 並びにトリアジン環の 2 位及び 4 位の炭素を ^{14}C で標識したもの (以下「T 標識体」という。) を単回経口投与し、動物体内運命試験が実施された。

(1) 吸収

血中濃度推移

Wistar ラット(一群雌雄 3-4 匹)を用い、I 標識体及び T 標識体について、雄で $13.7 - 17.0 \text{ mg/kg}$ 体重、雌で $13.3 - 13.6 \text{ mg/kg}$ 体重の量を単回経口投与し、血中濃度推移が測定された。

血中放射能濃度は、表 2 のとおりである。いずれの投与群においても投与 1 時間後までに最高濃度に達し、その後速やかに消失して投与 24 ~ 48 時間後には 0.1 ppm 未満まで減少した。血中からの消失は速やかであり、再吸収はないと考えられた。

表 2 血中放射能濃度

| 標識体 | I 標識体 | | T 標識体 | |
|------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 雄 | 雌 | 雄 | 雌 |
| 性別 | | | | |
| 投与量 (mg/kg) | 13.7 | 13.3 | 16.3 | 13.2 |
| T _{max} (h) | 0.446 | 0.613 | 0.654 | 0.720 |
| C _{max} (mg/L) | 1.87 | 0.961 | 1.73 | 1.79 |
| t _{1/2} (h) (第 1 相) | 0.092 | 0.113 | 0.151 | 0.178 |
| t _{1/2} (h) (第 2 相) | 31.2 | 33.3 | 13.2 | 17.6 |
| AUC (mg·h/L) | 9.45 | 6.19 | 11.7 | 13.3 |

吸収率

胆汁排泄試験 [1 . (4) ; 7 頁] において、胆汁中、尿中排泄率（^{せつ} ケージ洗淨液を含む。）及び組織中残留率を合計した吸収率は約 90% であった。

(2) 体内分布 分布-1

Wistar ラット（一群雄 4-5 匹）を用い、I 標識体及び T 標識体について、11.5 - 15.0 mg/kg 体重の量を単回経口投与する試験（以下、この項及び(3)において「低用量」という。）及び胆汁排泄試験 [1 . (4) ; 15 頁] において、臓器及び組織における分布が測定された。また、Wistar ラット（一群雌雄各 4 匹）を用い、I 標識体及び T 標識体について雌で 4.84 - 8.85 mg/kg 体重（以下、この項及び(3)において「低用量」という。）及び雄で 559 - 723 mg/kg 体重（以下、この項及び(3)において「高用量」という。）の量をそれぞれ単回経口投与する試験において、臓器及び組織における分布が測定された。

低用量投与試験では 3 日後まで、高用量投与試験では 4 日後までの、臓器及び組織における分布は表 3 のとおりである。

低用量投与群では、雌雄とも胃腸管、肝臓及び皮膚、高用量投与群の雄では肝臓及び皮膚における濃度が比較的高かった。

低用量投与群及び高用量投与群のいずれにおいても、臓器及び組織における分布に標識位置による違いは認められなかった。

また、胆汁排泄試験での投与 2 日後までの臓器及び組織における分布は表 4 のとおりである。低用量投与群及び高用量投与群と同様、胃腸管及び肝臓における濃度が比較的高かった。

表3 臓器及び組織における分布

| 投与群 | 低用量 | | 低用量 | | 高用量 | |
|------------------------|--|--|---|---|------------------------------------|---|
| | I標識体 | T標識体 | I標識体 | T標識体 | I標識体 | T標識体 |
| 性別 | 雄 | 雄 | 雌 | 雌 | 雄 | 雄 |
| 投与量 (mg/kg 体重) | 11.5 | 15.0 | 4.84 | 8.85 | 559 | 723 |
| 組織・臓器 (μ g/mL) | 胃腸管(0.084) 腎臓(0.014) 肝臓(0.056) 皮膚(0.024) 甲状腺(0.012) 血液(0.008) | 胃腸管(0.063) 腎臓(0.012) 肝臓(0.050) 皮膚(0.025) 甲状腺(0.025) 血液(0.009) | 胃腸管(0.029) 肝臓(0.014) 皮膚(0.011) 甲状腺(0.008) 血液(0.007) | 胃腸管(0.032) 肝臓(0.016) 皮膚(0.013) 血液(0.009) | 肝臓(1.10) 皮膚(0.539) 血液(0.495) | 肝臓(0.502) 肺(0.355) 皮膚(0.522) 血液(0.344) |

表4 臓器及び組織における分布

| 標識体 | 胆汁排泄試験 | |
|---------------------|--|--|
| | I標識体 | T標識体 |
| 性別 | 雄 | 雄 |
| 投与量 (mg/kg 体重) | 14.0 | 13.4 |
| 組織・臓器 (μ g/mL) | 脂肪(0.084) 胃腸管(6.78) 腎臓(0.177) 肝臓(0.411) 肺(0.074) 皮膚(0.140) ひ 脾臓(0.077) 甲状腺(0.066) 血液(0.061) | 骨(0.126) 脂肪(0.263) 胃腸管(8.02) 心臓(0.398) 腎臓(0.445) 肝臓(0.711) 肺(0.357) 皮膚(0.300) ひ 脾臓(0.248) 甲状腺(0.314) 精巣(0.160) 血液(0.110) |

分布-2(全身オートグラフィ)

Wistar ラット(一群雄 9 匹)を用い、うち 8 匹に I 標識体及び T 標識体について 3mg/kg 体重、1 匹に非標識体について 3mg/kg 体重の量をそれぞれ単回経口投与して、全身オートグラフィ試験が実施された。

放射能は投与 1 時間後にほとんど全ての臓器に分布した。臓器及び組織中の濃度は、いずれの投与群も投与 1 時間後までにピークに達した。1 時間後の放射能濃度が最も高いのは肝臓(10.8~12.1 mg/kg)であり、次いで、腎髄質(1.84~2.50 mg/kg)、腎皮質(1.08~1.35 mg/kg)が高かった。その

他の臓器・組織は 0.1 ~ 0.9mg/kg の範囲であった。

各臓器中の放射能濃度は、速やかに減衰し、投与 24 時間後には肝臓、腎髄質、腎皮質、甲状腺、鼻粘膜及び硝子体を除き定量限界未満となった。腎髄質、腎皮質、甲状腺、鼻粘膜及び硝子体中の放射能は 48 時間後までに、肝臓中の放射能は I 標識体投与群で 72 時間後、T 標識体投与群で 120 時間後までに定量限界未満となった。

(3) 代謝

(2) に掲げる各試験において、尿、糞^{ふん}及び胆汁中代謝物の測定も行われた。各試験における尿、糞及び胆汁中代謝物の種類及び投与に対する割合は表 5 のとおりである。

インダジフラムは主に糞中から検出された。高用量投与後の雄では未変化のインダジフラムが糞から多く検出されたが、これは未吸収のまま排泄されたためと推察された。

主要代謝物はカルボン酸[M02]であり、全ての試験群において、尿、糞及び胆汁のいずれからも多く検出された。3-ヒドロキシインダン-カルボン酸[M04]及びジヒドロキシ [M03] が投与量の 10% TAR 以上検出された。ヒドロキシメチル-GA[M08]及び 3-ヒドロキシインダン-GA[M09]の混合物は胆汁で 10% TAR 以上検出された。

主要代謝経路としては、吸収された親化合物のインダン環の芳香環メチル基部分が酸化され、ヒドロキシメチルを経てカルボン酸を生成する経路が推定され、カルボン酸[M02]がラットにおける主要代謝物と考えられた。

表5 ラット排泄物中における代謝物の分布 (%TAR)

| 投与群 | 低用量 | | 低用量 | | 高用量 | | 胆汁排泄試験 | | |
|-------------------------------------|------|------|------|------|------|------|--------|------|------|
| | I標識体 | T標識体 | I標識体 | T標識体 | I標識体 | T標識体 | I標識体 | T標識体 | |
| 性別 | 雄 | 雄 | 雌 | 雌 | 雄 | 雄 | 雄 | 雄 | |
| 投与量 (mg/kg) | 11.5 | 15.0 | 4.84 | 8.85 | 559 | 723 | 14.0 | 13.4 | |
| インダジフラム | 糞 | 1.78 | 8.11 | ND | 0.81 | 38 | 36.5 | 11.6 | 4.95 |
| | 胆汁 | NR | NR | NR | NR | NR | NR | 4.00 | ND |
| カルボン酸[M02] | 尿 | 22.9 | 22.3 | 26.2 | 29.4 | 4.09 | 2.13 | 15.8 | 25.0 |
| | 糞 | 39.9 | 44.4 | 31.0 | 29.6 | 49 | 46.4 | 2.70 | 1.06 |
| | 胆汁 | NR | NR | NR | NR | NR | NR | 18.5 | 13.2 |
| 3-ヒドロキシイン ダン-カルボン酸 [M04] | 尿 | 2.16 | 1.47 | 3.28 | 2.91 | 1.01 | 0.31 | 1.73 | 1.30 |
| | 糞 | 8.38 | 10.6 | 0.98 | 4.20 | 0.14 | 0.08 | 0.52 | 0.50 |
| | 胆汁 | NR | NR | NR | NR | NR | NR | ND | 1.41 |
| 3-ヒドロキシイン ダン-カルボン酸 [M04]のエピマー | 尿 | ND | 6.93 | 2.61 | 3.29 | 0.95 | 0.46 | 1.81 | 2.24 |
| | 糞 | ND | 4.32 | ND | 1.11 | ND | 0.04 | ND | ND |
| ジヒドロキシ [M03] | 尿 | 6.14 | ND | 6.73 | 5.05 | 1.09 | 0.68 | 9.83 | 8.85 |
| | 胆汁 | NR | NR | NR | NR | NR | NR | 2.84 | 1.78 |
| [M08]と[M09]の 混合物 | 糞 | 0.75 | ND | ND | ND | ND | ND | 0.90 | ND |
| | 胆汁 | NR | NR | NR | NR | NR | NR | 10.1 | 13.3 |
| 同定率 | 90.1 | 102 | 75.0 | 83.2 | 105 | 94.2 | 85.2 | 82.1 | |

NR：該当せず、ND：検出されず

(4) 排泄

尿中及び糞中排泄

(2)に掲げる各試験において、経路別排泄率及び体内残留率が測定された。各投与群の72時間又は96時間後までにおける経路別排泄率及び体内残留率は表6のとおりである。

放射能の回収は投与量の約94～111%TARであった。低用量群においては、雄では尿に35～38%TAR、糞に62～70%TARが、雌では尿と糞にほぼ等量が排泄された。高用量群の雄の主要排泄経路は糞であり、約90%TAR以上が糞中に排泄された。

いずれの試験でも排泄は速やかで、主要排泄経路に標識位置による違いは認められなかった。呼気排泄はほとんど認められなかった。

表6 排泄物及び動物体における放射能残留(%TAR)

| 投与群 | 低用量 | | 低用量 | | 高用量 | |
|----------------|------|------|------|------|------|------|
| | I標識体 | T標識体 | I標識体 | T標識体 | I標識体 | T標識体 |
| 性別 | 雄 | 雄 | 雌 | 雌 | 雄 | 雄 |
| 投与量 (mg/kg 体重) | 11.5 | 15.0 | 4.84 | 8.85 | 559 | 723 |
| 投与後日数(日) | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| 尿 | 38.1 | 34.6 | 43.7 | 49.4 | 10.3 | 6.1 |
| 糞 | 62.2 | 70.4 | 49.1 | 42.3 | 101 | 89.6 |
| 臓器・組織 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.3 | <0.1 | <0.1 |
| ケージ洗浄液 | 1.1 | 1.5 | 2.7 | 1.5 | 0.3 | 0.2 |
| 呼気 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | NA | NA |
| 合計 | 102 | 107 | 95.5 | 93.5 | 111 | 95.4 |

NA 実施せず

胆汁排泄

Wistar ラット(一群雄 4-5 匹)を用い、I 標識体及びT 標識体について、13.4 - 14.0 mg/kg 体重の量を単回経口投与して、胆汁排泄試験が実施された。

投与後 48 時間に、胆汁中に 38 ~ 48%TAR、尿中に 37 ~ 49%TAR、糞中に 10 ~ 20%TAR が排泄され、尿及び胆汁中への排泄が主要排泄経路と考えられた。

表7 経路別排泄及び体内残留率(%TAR)

| 標識体 | 胆汁排泄試験 | |
|---------------|--------|-------|
| | I 標識体 | T 標識体 |
| 性別 | 雄 | 雄 |
| 投与量(mg/kg 体重) | 14.0 | 13.4 |
| 投与後日数(日) | 2 | 2 |
| 尿 | 37.0 | 48.8 |
| 糞 | 20.4 | 10.3 |
| 胆汁 | 48.3 | 37.9 |
| 臓器・組織 | 4.9 | 3.9 |
| ケージ洗浄液 | 0.1 | 0.1 |
| 合計 | 111 | 101 |

2. 環境中運命試験

I 標識体及び T 標識体を用い、各種の環境中運命試験が実施された。本試験の結果の概要は表 8 のとおりである。

インダジフラムの土壌中における半減期は好氣的条件で 27.7~41.3 日、嫌氣的条件で 180 日以上と推定された。また、水中では加水分解しないものと考えられるが、光照射下においては速やかに分解した。

表 8 インダジフラムの環境中運命試験概要

| 試験項目 | 試験条件 | | DT ₅₀ | 主な代謝分解物と最大検出量 ¹⁾ |
|----------------------------------|---|--|---------------------|--|
| 好氣的土壌中 運命試験 [GLP、2007 年] | 砂壤土(ドイツ) 壤土(ドイツ) 壤土(ドイツ) シルト質壤土(ドイツ) | I 標識体 暗条件、122 日間 | 27.7~41.3 日 | [M10]: 14.3% TAR (58 日後) [M02]: 21.7% TAR (30 日後) |
| 好氣的土壌中 運命試験 [GLP、2007 年] | 砂壤土(ドイツ) 壤土(ドイツ) 砂壤土(ドイツ) 壤土(ドイツ) | T 標識体 暗条件、120 日間 | 21.7~51.6 日 | [M10]: 15.8% TAR (38 日後) [M02]: 16.8% TAR (59 日後) [M01]: 31.6% TAR (120 日後) |
| 嫌氣的土壌中 運命試験 [GLP、2006 年] | シルト質壤土 (ドイツ) | I 標識体、T 標識体 好氣条件下(暗条件) で 30 日間静置後、 嫌氣条件下(暗条件) で 180 日間静置 | 180 日以上 | - |
| 加水分解試験 (緩衝液) [GLP、2007 年] | 50、7 日間 | T 標識体 pH 4: 酢酸緩衝液 pH 7: トリス緩衝液 pH 9: ほう酸緩衝液 | 加水分解しない | - |
| 水中光分解試験 (緩衝液) [GLP、2006 年] | 光強度: 573 W/m ² 波長: 300~800nm | I 標識体 リン酸緩衝液 pH7、25 | 8.1 日 ²⁾ | [M11]: 53.5% TAR (72 時間後) [M12]: 20.3% TAR (72 時間後) |
| | 光強度: 564 W/m ² 波長: 300~800nm | T 標識体 リン酸緩衝液 pH7、25 | | [M11]: 49.9% TAR (72 時間後) [M12]: 16.6% TAR (72 時間後) |
| 水中光分解試験 (自然水) [GLP、2008 年] | 光強度: 1044 W/m ² 波長: 300~800nm | I 標識体 滅菌自然水 (ドイツ ライン川) pH 8.0、25 | 2.5 日 ²⁾ | [M11]: 54.8% TAR (19.6 時間後) [M12]: 24.1% TAR (19.6 時間後) |
| | | T 標識体 滅菌自然水 (ドイツ ライン川) pH 8.0、25 | | [M11]: 54.9% TAR (19.6 時間後) [M12]: 23.8% TAR (19.6 時間後) |

1) 処理量に対する割合、CO₂を除く

2) 4~6月の東京の自然太陽下における半減期

3. 土壌残留性試験

火山灰軽^{しよく} 埴土及び洪積砂埴土を用い、インダジフラムの土壌残留性試験が実施された。分析はインダジフラム、代謝物[M01]、[M02]及び[M10]を対象に行われた。

推定半減期は表9のとおりである。

表9 インダジフラムの土壌残留性

| 試験条件と分析対象 | | | 推定半減期 |
|---|--------|---------------------------|-------|
| 試験形態 | 土壌 | 分析対象 | |
| ほ 圃場試験 フロアブル(19.1%) 0.1L/10a 2回散布 | 火山灰軽埴土 | インダジフラム | 約31日 |
| | | インダジフラム及び代謝物(M01、M02、M10) | 約66日 |
| | 洪積砂埴土 | インダジフラム | 約8日 |
| | | インダジフラム及び代謝物(M01、M02、M10) | 約12日 |

4. 毒性試験

(1) 一般薬理試験

インダジフラムの原体について、マウス及びラットを用いた一般薬理試験が実施された。本試験の結果の概要は、表10のとおりである。

表10 インダジフラムの一般薬理試験概要

| 試験の種類 | 動物種 | 投与経路 | 無毒性量(作用量) (mg/kg 体重) | 観察された作用 |
|-------|-------------------------|----------------------|-------------------------|---------------------------|
| 中枢神経系 | 一般状態 [Irwin 法] | SD ラット (一群雄 5 匹) | 経口 200 (600) | 姿勢の変化(腹臥位), 振戦 |
| | 自発運動量 | ICR マウス (一群雄 6 匹) | 経口 6 (20) | 運動量低下 |
| | けいれん 痙攣誘発作用 | ICR マウス (一群雄 6 匹) | 経口 60 (-) | 検体投与による影響なし |
| | 正常体温 | SD ラット (一群雄 5 匹) | 経口 600 (2,000) | 体温低下 |
| 循環器系 | 血圧・心拍数 [Tail-cuff 法] | SD ラット (一群雄 5 匹) | 経口 600 (2,000) | 心拍数増加 |
| 腎機能 | 尿量・電解質・浸透圧 | SD ラット (一群雄 5 匹) | 経口 600 (2,000) | 尿量減少、ナトリウム総排泄量減少、塩素総排泄量減少 |
| 自律神経系 | 瞳孔径 | SD ラット (一群雄 5 匹) | 経口 200 (600) | 散瞳 |

(2) 急性毒性試験

急性毒性試験

インダジフラムの原体及び製剤について、Wistar ラットを用いた急性毒性試験（経口、経皮及び吸入）が実施された。本試験の結果の概要は表 11 のとおりである。

表 11 インダジフラムの急性毒性試験概要

| 検体種別 | 投与経路/観察期間 /投与量 (mg/kg 体重) | 動物種 | LD ₅₀ (mg/kg 体重) 又は LC ₅₀ (mg/m ³) | | GLP 実施年 |
|-------------------|--------------------------------------|---------------------------|---|-----------------------------|------------|
| | | | 雄 | 雌 | |
| インダジ フラム 原体 | 経口/14 日間/2,000 | Wistar ラット (一群雌 3 匹) | - | >5,000 | 2006 年 |
| | 経皮/14 日間/2,000 | Wistar ラット (一群雌雄各 5 匹) | >2,000 | >2,000 | 2006 年 |
| | 吸入/14 日間/ 2,300 mg/m ³ | Wistar ラット (一群雌雄各 5 匹) | >2,300 mg/m ³ | >2,300 mg/m ³ | 2007 年 |
| インダジ フラム 製剤 | 経口/14 日間/2,000 | Wistar ラット (一群雌 3 匹) | - | >5,000 | 2009 年 |
| | 経皮/14 日間/2,000 | Wistar ラット (一群雌雄各 5 匹) | >2,000 | >2,000 | 2009 年 |

急性神経毒性試験

インダジフラム原体について、Wistar ラット（一群雌雄各 12 匹）を用いた単回強制経口投与（原体：0、97、501 及び 2,020 mg/kg 体重）による急性神経毒性試験が実施された。97 mg/kg 体重投与群で投与による影響が認められた雌については、追加試験（0、24、47 mg/kg 体重）が実施された（投与 1~2 日目で終了した）。本試験及び追加試験において認められた毒性所見は表 12 のとおりである。

2,020 mg/kg 体重投与群の雌では死亡及び強度振戦が認められ、試験は投与当日で中止された。

本試験において、501 mg/kg 体重投与群の雄で着色尿及び口部着色が、97 mg/kg 体重投与群の雌で振戦、自発運動量減少等が認められたことから、本試験における無毒性量は、雄で 97 mg/kg 体重、雌で 47 mg/kg 体重であると考えられた。

また、2,020 mg/kg 体重投与群の雄で自発運動量低下、神経線維変性等が、97 mg/kg 体重投与群の雌で振戦、自発運動量減少等が認められたことから、神経毒性に関する無毒性量は、雄で 501 mg/kg 体重、雌で 47 mg/kg 体重であると考えられた。

表 12 急性神経毒性試験（ラット）で認められた毒性所見

| 投与群 (mg/kg 体重) | | 雄 | 雌 |
|----------------|-------|---|--|
| 初回試験 | 2,020 | <ul style="list-style-type: none"> ・肛門周囲着色 ・着色尿、口部着色 ・自発運動量、移動運動量減少 ・ガッセル神経節及び末梢神経(坐骨、脛骨、腓骨)の神経線維変性 | <ul style="list-style-type: none"> ・死亡、強度振戦 ・着色尿 ・流涎、腹部の濡れ/着色 ・反応性増加、活動性低下 ・自発運動量、移動運動量減少 |
| | 501 | <ul style="list-style-type: none"> ・着色尿、口部着色 | <ul style="list-style-type: none"> ・振戦、反応性増加、活動性低下 ・自発運動量、移動運動量減少 |
| | 97 | <ul style="list-style-type: none"> ・毒性所見なし | <ul style="list-style-type: none"> ・自発運動量、移動運動量減少 |
| 追加試験 | 47 | - | <ul style="list-style-type: none"> ・毒性所見なし |
| | 24 | - | <ul style="list-style-type: none"> ・毒性所見なし |

-: 実施せず

(3) 皮膚・眼に対する刺激性及び皮膚感作性試験

インダジフラムの原体及び製剤について、NZW ウサギを用いた眼刺激性試験及び皮膚刺激性試験並びに CBA/J マウス及び Hartley 系モルモットを用いた皮膚感作性試験が実施された。本試験の結果の概要は表 13 のとおりである。

原体及び製剤のいずれにも皮膚刺激性、眼刺激性及び皮膚感作性は認められなかった。

表 13 インダジフラムの皮膚・眼に対する刺激性、皮膚感作性試験概要

| 検体種別 | 試験の種類/観察期間 | 動物種 | 投与方法/投与量 | 試験の結果 | GLP 実施年 |
|------|--------------|---|--|-------|---------|
| 原体 | 皮膚刺激性 /72 時間 | NZW ウサギ (一群雌 3 匹) | 貼付/0.5 g | 刺激性なし | 2006 年 |
| | 眼刺激性 /72 時間 | NZW ウサギ (一群雌 3 匹) | 点眼/0.1g/匹 | 刺激性なし | 2006 年 |
| | 皮膚感作性 /72 時間 | CBA/J マウス (一群雌 5 匹) | LLNA 法 局所施用 0、10、25、50、100 (%) | 感作性なし | 2006 年 |
| 製剤 | 皮膚刺激性 /72 時間 | NZW ウサギ (一群雌 3 匹) | 塗布/0.5mL/匹 | 刺激性なし | 2009 年 |
| | 眼刺激性 /72 時間 | NZW ウサギ (一群雌 3 匹) | 点眼/0.1 mL/匹 | 刺激性なし | 2009 年 |
| | 皮膚感作性 /48 時間 | Hartley 系 モルモット (感作群: 雌 10 匹 非感作群; 雌 10 匹) | Buehler 法/ 感作: 100%液 0.5 mL 惹起: 100%液 0.5 mL | 感作性なし | 2009 年 |

(4) 亜急性毒性試験

インダジフラム原体について、ラット及びイヌを用いた亜急性毒性試験並びにラットを用いた亜急性反復経口神経毒性試験が実施された。

90 日間亜急性毒性試験(ラット)

Wistar ラット（一群雌雄各 10 匹）を用いた混餌（原体：0、200、5,000 及び 10,000 ppm、平均検体摂取量は表 14 参照）投与による 90 日間反復経口投与毒性試験が実施された。なお、対照群及び 10,000 ppm 投与群については、投与終了後、28 日間の回復期間が設けられた。

表 14 90 日間亜急性毒性試験(ラット)の平均検体摂取量

| 投与量 (ppm) | | 200 | 5,000 | 10,000 |
|-------------------------|---|-----|-------|--------|
| 平均検体摂取量 (mg/kg 体重/日) | 雄 | 14 | 338 | 689 |
| | 雌 | 16 | 410 | 806 |

各投与群で認められた毒性所見は、表 15 のとおりである。

血液学的検査では、回復期間において、10,000 ppm 投与群の雌で白血球数及びリンパ球数が対照群に比べ増加したが、投与期間中に同様の変化が認められていないことから偶発的变化であると考えられた。

生化学的検査では、10,000 ppm 投与群の雌でナトリウム濃度及びカルシウム濃度の増加が認められたが、変動の程度はわずかであり、毒性学的意義は低いものと考えられた。また、グロブリン濃度の上昇及び A/G 比の低下が認められたが、総蛋白濃度及びアルブミン濃度に影響は認められなかったことから、毒性学的意義は低いものと考えられた。

肉眼的病理検査では、5,000 及び 10,000 ppm 投与群の雌雄で肝臓腫大が、10,000 ppm 投与群の雌雄で腎臓腫大の発生頻度が増加傾向を示したが、病理組織学的変化が認められなかった。

本試験において、5,000ppm 投与群の雄で、TSH 増加、甲状腺濾胞細胞肥大及び腎臓間質性単細胞浸潤が認められ、10,000ppm 投与群の雌で、体重増加抑制、摂餌量減少等が認められた。したがって、無毒性量は雄で 200 ppm（14 mg/kg 体重/日）、雌で 5,000 ppm（410 mg/kg 体重/日）であると考えられた。

表 15 90 日間亜急性毒性試験(ラット)で認められた毒性所見

| 投与群 | 雄 | 雌 |
|-----------|---|--|
| 10,000ppm | <ul style="list-style-type: none"> 色素涙 体重増加抑制 TSH 増加 肝臓絶対重量又は相対重量(対体重比)増加、腎臓相対重量増加 甲状腺濾胞細胞肥大 腎臓間質性単細胞浸潤 | <ul style="list-style-type: none"> 呼吸音、衰弱、色素涙 切迫と殺(1例) 体重増加抑制、摂餌量減少 TBIL 減少、CHOL 増加 尿量増加 肝臓絶対重量又は相対重量(対体重比)増加、腎臓相対重量増加 |
| 5,000ppm | <ul style="list-style-type: none"> TSH 増加 甲状腺濾胞細胞肥大 腎臓間質性単細胞浸潤 | <ul style="list-style-type: none"> 毒性所見なし |
| 200ppm | <ul style="list-style-type: none"> 毒性所見なし | <ul style="list-style-type: none"> 毒性所見なし |

90 日間亜急性毒性試験(イヌ)

ビーグル犬(一群雌雄各4匹)を用いた強制経口(原体:0、7.5、15及び30 mg/kg 体重/日)投与による90日間反復経口投与毒性試験が実施された。各投与群で認められた毒性所見は表16のとおりである。

尿検査で、55日目の尿量が全投与群で増加したが、同様の傾向は投与前にも認められていたことから、投与に関連した変化ではないと考えられた。雌の全投与群で27日目の蛋白濃度が増加したが、検査期間を通じて一貫した変化ではなく、また測定値は背景データの範囲内であったことから、毒性学的意義は低いものと考えられた。

生化学的検査において、15及び30 mg/kg 体重/日投与群の雌で乳酸脱水素酵素の低値が観察されたが、これらの群では投与前より低値であったことから投与に関連した変化ではないと考えられた。

本試験において、15mg/kg 体重/日投与群の雌雄で、痙攣発作、脊髄後索及び坐骨神経の神経軸索変性が認められた。したがって、本試験における無毒性量は、雌雄ともに7.5 mg/kg 体重/日であると考えられた。

表 16 90 日間亜急性毒性試験（イヌ）の毒性所見

| 投与群 | 雄 | 雌 |
|---------------|---|---|
| 30mg/kg 体重/日 | <ul style="list-style-type: none"> 切迫と殺（1 例） 痙攣発作及び関連する一般状態の変化（攻撃性、振戦、運動失調、瞳孔反射の低下又は消失） 脊髄後索、坐骨神経の神経軸索変性 | <ul style="list-style-type: none"> 切迫と殺（2 例） 痙攣発作及び関連する一般状態の変化（攻撃性、振戦、努力性呼吸、運動失調、活動性の低下、回転行動、瞳孔反射の低下又は消失） 脊髄後索、脳、坐骨神経の神経軸索変性 |
| 15mg/kg 体重/日 | <ul style="list-style-type: none"> 痙攣発作 脊髄後索及び坐骨神経の神経軸索変性 | <ul style="list-style-type: none"> 痙攣発作 脊髄後索、脳及び坐骨神経の神経軸索変性 |
| 7.5mg/kg 体重/日 | <ul style="list-style-type: none"> 毒性所見なし | <ul style="list-style-type: none"> 毒性所見なし |

90 日間亜急性神経毒性試験（ラット）

Wistar ラット（一群雌雄各 12 匹）を用いた混餌投与（雄：0、200、400 及び 10,000 ppm、雌：0、200、400 及び 8,000 ppm、平均検体摂取量は表 17 参照）による 90 日間亜急性神経毒性試験が実施された。

表 17 90 日間亜急性神経毒性試験（ラット）の平均検体摂取量

| 投与量（ppm） | | 200 | 4,000 | 8,000 | 10,000 |
|-------------------------|---|------|-------|-------|--------|
| 平均検体摂取量 (mg/kg 体重/日) | 雄 | 12.2 | 244 | — | 586 |
| | 雌 | 15.1 | 307 | 581 | — |

各投与群で認められた毒性所見は表 18 のとおりである。

一般症状では、対照群を含む 4,000 ppm 以下の用量で一時的な鼻部や肛門周囲の着色、歯列不整及び脱毛が少数の動物に認められたが、いずれも、その程度がわずかであり単発的である又は対照群にも認められていることから、毒性学的意義は低いものと考えられた。

本試験において、10,000 ppm 投与群の雄で体重減少傾向、摂餌量減少等が認められ、4,000 ppm 投与群の雌で体重減少及び体重増加抑制が認められた。したがって、本試験における一般毒性に関する無毒性量は雄では 4,000 ppm（244mg/kg 体重/日）雌では 200 ppm（15.1 mg/kg 体重/日）と考えられた。

また、10,000ppm 投与群の雄で振戦が、8,000ppm 投与群の雌で振戦、自発運動量減少等が認められたため、神経毒性に関する無毒性量は雌雄とも 4,000 ppm（雄：244mg/kg 体重/日、雌：307 mg/kg 体重/日）と考えられた。

表 18 90 日間亜急性神経毒性試験（ラット）で認められた毒性所見

| 投与群 (ppm) | 雄 | 雌 |
|-----------|--|--|
| 10,000 | <ul style="list-style-type: none"> 着色尿による汚れ、鼻部着色、肛門周囲着色、反復性咀嚼行動、振戦、下痢 体重減少、体重増加抑制 摂餌量減少 | - |
| 8,000 | - | <ul style="list-style-type: none"> 肛門周囲着色、振戦、着色尿 体重減少、体重増加抑制 摂餌量減少 自発運動量、移動運動量減少 |
| 4,000 | ・ 毒性所見なし | ・ 体重減少、体重増加抑制 |
| 200 | ・ 毒性所見なし | ・ 毒性所見なし |

- : 該当なし

(5) 慢性毒性試験及び発がん性試験

インダジフラム原体について、ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験、マウスを用いた 2 年間発がん性試験及びイヌを用いた 1 年間慢性毒性試験が実施された。

2 年間慢性毒性/発がん性併合試験(ラット)

Wistar ラット（一群雌雄各 60 匹、12 ヶ月中間と殺一群各 10 匹）を用いた混餌（原体：0、300、3,000 及び 10,000 /6,000 ppm¹⁾、平均検体摂取量は表 19 参照）投与による 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験が実施された。

表 19 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験(ラット)の平均検体摂取量

| 投与量 (ppm) | | 300 | 3,000 | 10,000/6,000 | 10,000 |
|-------------------------|---|-----|-------|--------------|--------|
| 平均検体摂取量 (mg/kg 体重/日) | 雄 | 12 | 118 | - | 414 |
| | 雌 | 17 | 167 | 452 | - |

各投与群に認められた毒性所見は表 20 のとおりである。

血液学的検査では、3,000 及び 10,000/6,000 ppm 投与群において、投与 3、6、12 ヶ月目の総白血球数及びリンパ球数が対照群に比べ増加又は増加傾向を示したが、その程度はわずかであり、2 年目の検査で同様の結果が見られなかったため、毒性学的意義は低いものと考えられた。他に Hg、Ht、RET、PLT、PT、MCH、MCHC に変化が散見されたが、その程度がわずかであ

¹⁾ 雌の高用量については、当初 10,000ppm で投与したが、一般状態の変化が顕著であったため投与 41 週より 6,000ppm に減量した。

ること、又は単発的であることから、毒性学的意義は低いものと考えられた。

10,000 ppm 投与群雄で K (24 ヶ月) が上昇したが、個体間の変動を反映したものであり毒性学的意義は低いものと考えられた。

10,000 ppm 投与群雄の 4 及び 12 ヶ月時の尿 pH が軽度に低下し、一方、同群雌の 4 ヶ月目の pH が上昇したが、他の検査時に同様の変化が見られず、雌雄で逆方向の変化であったため毒性学的意義は低いものと考えられた。

臓器重量では、中間と殺群の 10,000 ppm 投与群の雄の精巢上体重量 (絶対重量及び相対重量 (対体重比)) 及び精巢相対重量 (対体重比) が増加したが、対照群における自然発生の精巢萎縮並びに精巢上体精子減少による精巢及び精巢上体重量の減少によるものであり、毒性変化ではないと考えられた。また、10,000 ppm 投与群の雄に腎臓相対重量 (対体重比) の増加が認められたが、同群における体重の減少によるものと考えられ、毒性学的意義は低いものと考えられた。雌の 10,000/6,000 ppm 投与群に見られた、脳相対重量 (対体重比) の増加、心臓の絶対重量の減少及び対脳重量比の減少、脾臓相対重量 (対体重比) の減少及び対脳重量比の減少、腎臓相対重量 (対体重比) の減少並びに副腎相対重量 (対体重比) の減少については、いずれも体重増加抑制による変動と考えられた。

肉眼的病理検査では、最終と殺群の途中死亡動物において、3,000 ppm 投与群の雌で腎臓の暗色化が見られたが、関連する病理組織学的変化が認められなかったことから、毒性学的意義は低いものと考えられた。また、10,000 ppm 投与群の雄で精嚢の萎縮/小型化の頻度が増加したが、関連する病理組織学的変化が認められなかった。3,000 及び 10,000 ppm 投与群雄で精嚢^{のう}の萎縮/小型化の発生頻度が増加したが、病理組織学的変化が認められなかった。

本試験において、3,000ppm 投与群の雌雄で、肝細胞肥大、甲状腺コロイド変化、下垂体空胞化等が認められた。したがって、無毒性量は雌雄とも 300 ppm (雄 12 mg/kg 体重/日、雌 17 mg/kg 体重/日) と考えられた。発がん性は認められなかった。

表 20 2年間慢性毒性/発がん性併合試験(ラット)で認められた毒性所見

| 投与群 (ppm) | 雄 | 雌 |
|--------------------------------|---|--|
| 雄 : 10,000 雌 : 10,000/6,000 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般状態の変化 (散瞳、四肢の使用減少、振戦、後肢開脚、敏捷性の低下、被毛、鼻部、肛門性器部の着色、衰弱、立毛) ・ 体重減少、体重増加抑制 ・ 摂餌量減少 ・ 散瞳、瞳孔反射の消失 ・ PHOS 上昇、TBIL 低下 ・ 肝臓相対重量 (対体重比) 増加 ・ 肝腫大 ・ 小葉中心性肝細胞肥大、汎小葉性肝細胞肥大 ・ 肝臓暗調化、腎臓暗調化 ・ 肝細胞巨大空胞 ・ 甲状腺濾胞細胞肥大、コロイド変化 ・ 脳正中隆起限局性空胞化 ・ 下垂体後葉空胞化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡率増加 ・ 一般状態の変化 (散瞳、四肢の使用減少、振戦、後肢開脚、敏捷性の低下、被毛、鼻部、肛門性器部の着色、衰弱、呼吸音の増加、努力性呼吸、蒼白) ・ 体重減少、体重増加抑制 ・ 摂餌量減少 ・ 散瞳、瞳孔反射の消失 ・ PHOS、CHOL、TRIG、TG 上昇、TBIL、GLUC、TP、ALB 低下 ・ 尿量増加 ・ 肝臓相対重量 (対体重比) 増加 ・ 肝腫大 ・ 小葉中心性肝細胞肥大、汎小葉性肝細胞肥大 ・ 肝臓暗調化、腎臓暗調化 ・ 肝臓多核肝細胞、肝細胞巨大空胞 ・ 胆管周囲性肝細胞巨大空胞減少 ・ 甲状腺コロイド変化 ・ 下垂体後葉空胞化 ・ 甲状腺濾胞細胞肥大 ・ 脳中正中隆起限局性空胞化 ・ 眼網膜萎縮、辺縁部網膜萎縮 ・ 腎臓皮質尿細管褐色色素沈着 ・ 肝細胞褐色色素沈着、単細胞壊死 |
| 3,000 | <ul style="list-style-type: none"> ・ TBIL 低下 ・ 肝臓相対重量 (対体重比) 増加 ・ 肝腫大 ・ 小葉中心性及び汎小葉性肝細胞肥大 ・ 甲状腺濾胞細胞肥大、コロイド変化 ・ 下垂体後葉空胞化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般状態の変化 (散瞳、四肢の使用減少、振戦、後肢開脚、敏捷性の低下) ・ 体重減少、体重増加抑制 ・ 摂餌量減少 ・ TBIL 低下 ・ CHOL 増加 ・ 尿量増加 ・ 肝腫大 ・ 小葉中心性及び汎小葉性肝細胞肥大 ・ 肝臓多核肝細胞、肝細胞巨大空胞 ・ 胆管周囲性肝細胞巨大空胞減少 ・ 甲状腺コロイド変化 ・ 下垂体後葉空胞化 |
| 300 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒性所見なし | <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒性所見なし |

2年間発がん性試験(マウス)

C57BL/6J マウス(一群雌雄各 50 匹、中間と殺群一群雌雄各 10 匹)を用いた混餌(原体:0、50、250 及び 1000 ppm、平均検体摂取量は表 21 参照)投与による 2 年間発がん性試験が実施された。

表 21 2 年間発がん性試験(マウス)の平均検体摂取量

| 投与量 (ppm) | | 50 | 250 | 1,000 |
|-------------------------|---|-----|-----|-------|
| 平均検体摂取量 (mg/kg 体重/日) | 雄 | 6.8 | 34 | 142 |
| | 雌 | 8.4 | 42 | 168 |

各投与群で認められた毒性所見は表 22 のとおりである。

1,000 ppm 投与群の雌で認められた MCV 及び MCH の低値は、その変化がわずかであり、赤血球パラメータに変化が認められなかったことから毒性学的意義は低いものと考えられた。

また、中間と殺群では、50 及び 250 ppm 投与群の雌の腎臓重量が減少したが、減少であること及び病理組織学所見を伴わなかったことから、毒性変化ではないと考えられた。1,000 ppm 投与群の雌雄で、脳、心臓、脾臓及び子宮重量に変化が散見されたが、いずれも偶発的变化又は体重の低値に伴う変動と考えられ、毒性学的意義は低いものと考えられた。最終と殺群においても、脳、心臓、脾臓、精巣、卵巣及び副腎重量に変化が散見されたが、いずれも偶発的变化又は体重の低値による変動と考えられ、毒性学的意義は低いものと考えられた。

最終と殺群では、非腫瘍性所見として、1,000 ppm 投与群の雄に胆嚢の好酸性細胞質変化が認められたが、背景データの範囲内であったことから、毒性学的意義は低いものと考えられた。

本試験において、1,000ppm 投与群の雌雄で、体重増加抑制、肝小葉中心性肝細胞空胞化等が認められた。したがって、無毒性量は雌雄とも 250 ppm (雄 34 mg/kg 体重/日、雌 42 mg/kg 体重/日) であると考えられた。また、発がん性は認められなかった。

表 22 2年間発がん性試験(マウス)で認められた毒性所見

| 投与群 | 雄 | 雌 |
|----------|---|--|
| 1,000ppm | <ul style="list-style-type: none"> ・ 体重減少、体重増加抑制 ・ 摂餌量減少 ・ Ht, Hb, RBC 減少 ・ 肝臓重量(絶対重量、対脳重量比)、腎臓重量(絶対重量、対体重比、対脳重量比)減少 ・ 肝臓 小葉明瞭像 ・ 胃 赤色/黒色病巣、腺胃びらん/壊死増加 ・ 腎臓 集合管過形成、腎盂上皮過形成、乳頭壊死、尿細管内黄褐色物質貯留増加、皮質上皮空胞化減少 ・ 肝臓 小葉中心性肝細胞空胞化増加、びまん性肝細胞空胞化減少 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 衰弱 ・ 体重減少、体重増加抑制 ・ 摂餌量減少 ・ 肝臓重量(絶対重量、対体重比、対脳重量比)腎臓重量(絶対重量、対体重比、対脳重量比)減少 ・ 胃 赤色/黒色病巣、腺胃びらん/壊死増加 ・ 肝臓小葉中心性肝細胞空胞化増加、びまん性肝細胞空胞化減少 |
| 250ppm | ・ 毒性所見なし | ・ 毒性所見なし |
| 50ppm | ・ 毒性所見なし | ・ 毒性所見なし |

1年間慢性毒性試験(イヌ)

ビーグル犬(一群雌雄各4匹)を用いた混餌(原体:0、60、225及び450ppm、平均検体摂取量は表23参照)投与による1年間慢性毒性試験が実施された。

表 23 1年間慢性毒性試験(イヌ)の平均検体摂取量

| 投与量(ppm) | | 60 | 225 | 450 |
|-----------------------|---|----|-----|-----|
| 検体摂取量 (mg/kg 体重/日) | 雄 | 2 | 6 | 12 |
| | 雌 | 2 | 7 | 11 |

各投与群で認められた毒性所見は表24のとおりである。

血液学的検査では、450ppm投与群においてリンパ球又は好中球の絶対数又は相対数に変動が散見されたが、いずれも背景データの範囲内であったことから、毒性学的意義は低いものと考えられた。

一般状態の悪化により切迫と殺した450ppm投与群の雄1例で側脳室の拡張が観察されたが、この所見は背景データからビーグル犬に時折認められる所見であることから、投与による影響ではないと考えられた。

本試験において225ppm投与群の雌雄で脊髄軸索変性が認められた。したがって、無毒性量は雌雄とも60ppm(2mg/kg体重/日)であると考えられた。

表 24 1年間慢性毒性試験(イヌ)で認められた毒性所見

| 投与群(ppm) | 雄 | 雌 |
|----------|-------------------|-------------------|
| 450ppm | ・ 脳、坐骨神経及び脊髄の軸索変性 | ・ 脳、坐骨神経及び脊髄の軸索変性 |
| 225ppm | ・ 脊髄軸索変性 | ・ 脊髄軸索変性 |
| 60ppm | ・ 毒性所見なし | ・ 毒性所見なし |

(6) 生殖発生毒性試験

インダジフラム原体について、ラットを用いた2世代繁殖試験並びにラット及びウサギを用いた催奇形性試験が実施された。

2世代繁殖試験(ラット)

Wistar ラット(一群雌雄各30匹)を用いた混餌(原体:0、150、1,000及び8,000/4,000 ppm²⁾、交配前期間中の平均検体摂取量は表25参照)投与による2世代繁殖試験が実施された。

表 25 2世代繁殖試験(ラット)の平均検体摂取量

| 性 | 雄 | | | 雌 | | |
|--------------|------|-------|-------------|------|-------|-------------|
| | 150 | 1,000 | 8,000/4,000 | 150 | 1,000 | 8,000/4,000 |
| 投与量 (ppm) | | | | | | |
| P | 10.2 | 68.9 | 560 | 12.6 | 83.2 | 656 |
| F1 | 10.6 | 69.6 | 317 | 13.1 | 87.2 | 355 |

親動物(P)及び次世代児(F1、F2)における各投与群で認められた毒性所見は表26のとおりである。

P世代雄の1,000及び8,000 ppm投与群で、1週目に摂餌量が一時的に減少したが、2週目以降は差が認められず、検体に対する嗜好性による影響と考えられることから、毒性学的意義は低いものと考えられた。

生殖機能における精子の測定では、P世代8,000 ppm投与群の精巣精子数が対照群に比べ減少したが、精巣上体精子数及び精巣重量に影響は認められず、また、病理組織学的変化も認められなかったことから、投与の影響ではないと考えられた。臓器重量では、F1世代雌の8,000/4,000 ppm投与群で下垂体重量(絶対重量及び相対重量)がわずかに減少したが、病理組織学的変化が認められず、生育初期における過剰な毒性影響によるものと考えられることから、毒性学的意義は低いものと考えられた。また、P世代雄の脳、脾臓、副腎及び精巣、P世代雌の脳、肝臓、胸腺、副腎、甲状腺、腎臓及び卵巣、F1世代雄の脳、肝臓、胸腺、腎臓、精巣、精巣上体尾部、精囊及び甲状腺並びにF1世代雌の脳、肝臓、胸腺、副腎及び腎臓にも変化が認められたが、いずれも検査期間を通じて絶対重量若しくは相対重量の一貫した変化が見られない、又は関連する病理組織学的変化が認められないことから、毒性学的意義は低いものと考えられた。

性的成熟では8,000 ppm投与群F1児及び4,000 ppm投与群F2児の包皮分離及び膣開口が遅延したが、これらの変化はF1児の低体重に関連したものと考えられる。

また、F1児動物の8,000ppm投与群及びF2児動物の4,000ppm投与群で、

²⁾ F1世代離乳後8,000 ppm群雌雄で死亡を含む強い毒性症状が見られたため、同群については3日間休薬後4,000 ppmに用量を下げて試験を継続した。

脳、脾臓及び胸腺重量が、F2 児動物の 1,000ppm の雄で脾臓重量が変動したが、これらは児の体重の減少に関連した二次的影響と考えられ、また、剖検及び病理組織学的検査ではいずれの動物にも投与の影響は認められなかったことから、毒性学的意義は低いものと考えられた。

本試験において、親動物では、P 世代では、1,000ppm 投与群の雄で肝臓重量増加及び小葉中心性肝細胞肥大が、8000/4000 ppm 投与群の雌で脾臓・子宮重量減少等が認められ、F1 世代では、8000/4000 ppm 投与群の雄で体重増加抑制、小葉中心性肝細胞肥大等が、1,000ppm 投与群の雌で体重増加抑制が認められた。また、児動物では、F1 世代では、8,000/4,000 ppm 投与群の雌雄で死亡、振戦、体重増加抑制等が認められ、F2 世代でも、1,000ppm 投与群の雌雄で体重増加抑制が認められた。したがって、親動物に対する無毒性量は P 世代では雄 150 ppm (10.2 mg/kg 体重/日)、雌 1,000ppm(83.2 mg/kg 体重/日)、F1 世代では雄 1,000 ppm (69.6 mg/kg 体重/日)、雌 150 ppm (13.1 mg/kg 体重/日)、児動物に対する無毒性量は F1 世代では雌雄とも 1,000 ppm (雄;68.9 mg/kg 体重/日、雌;83.2 mg/kg 体重/日)、F2 世代では雌雄とも 150 ppm (雄;10.6 mg/kg 体重/日、雌;13.1 mg/kg 体重/日)と考えられた。

繁殖能に対する影響は認められなかった。

表 26 2 世代繁殖試験(ラット)で認められた毒性所見

| 投与群 | | 親動物：P、児動物：F1 | | 親動物：F1、児動物：F2 | |
|-----|-----------------|---|---|--|--|
| | | 雄 | 雌 | 雄 | 雌 |
| 親動物 | 8,000/4,000 ppm | <ul style="list-style-type: none"> ・肝臓・腎臓重量増加(絶対、相対) ・小葉中心性肝細胞肥大、腎臓ヒアリソ変性、尿細管再生 | <ul style="list-style-type: none"> ・粗大振戦 ・体重増加抑制 ・摂餌量減少 ・脾臓、子宮重量(絶対、相対)減少 ・小葉中心性肝細胞肥大、副腎細胞質空胞化 | <ul style="list-style-type: none"> ・体重増加抑制 ・最終体重減少 ・小葉中心性肝細胞肥大 ・腎臓ヒアリソ変性 | <ul style="list-style-type: none"> ・体重増加抑制 ・摂餌量減少 ・小葉中心性肝細胞肥大 |
| | 1,000ppm | <ul style="list-style-type: none"> ・肝臓重量増加(絶対、相対) ・小葉中心性肝細胞肥大 | ・毒性所見なし | ・毒性所見なし | ・体重増加抑制 |
| | 150ppm | ・毒性所見なし | ・毒性所見なし | ・毒性所見なし | ・毒性所見なし |
| 児動物 | 8,000/4,000 ppm | <ul style="list-style-type: none"> ・尿着色、鼻部着色 ・体重増加抑制 ・死亡、活動性亢進、反応性の増加、間代性痙攣、振戦、腹部膨張、努力性呼吸、下痢、軟便、被毛着色 | | ・体重増加抑制 | |
| | 1,000ppm | ・毒性所見なし | | ・体重増加抑制 | |
| | 150ppm | ・毒性所見なし | | ・毒性所見なし | |

催奇形性試験(ラット)

SD ラット (一群雌 23 匹) に妊娠 6 ~ 20 日までの 15 日間、強制経口 (検体 : 0、10、25 及び 200 mg/kg 体重/日) 投与した催奇形性試験が実施された。

母動物及び胎児における各投与群で認められた毒性所見は表 27 のとおりである。

母動物において、200 mg/kg 体重/日群の雌 1 例が妊娠 9 日に間代性痙攣の後、死亡したが、剖検の結果、投与過誤によるものと考えられた。

本試験において、200mg/kg 体重/日群で、母動物において体重増加抑制及び摂餌量減少が認められ、胎児において体重低値が認められた。したがって、無毒性量は母動物及び胎児に対して 25 mg/kg 体重/日であると考えられた。催奇形性は認められなかった。

表 27 催奇形性試験 (ラット) の毒性所見

| 投与量 (mg/kg 体重/日) | 母動物 | 胎児 |
|------------------|---------------------|----------|
| 200 | ・ 体重増加抑制 ・ 摂餌量減少 | ・ 体重低値 |
| 25 | ・ 毒性所見なし | ・ 毒性所見なし |
| 10 | ・ 毒性所見なし | ・ 毒性所見なし |

催奇形性試験(ウサギ)

NZW ウサギ (一群雌 23 匹) に妊娠 6 ~ 28 日までの 23 日間、強制経口 (検体 : 0、10、25 及び 60 mg/kg 体重/日) 投与による催奇形性試験が実施された。

母動物及び胎児において認められた毒性所見は表 28 のとおりである。

母動物において、投与に関連した死亡例はみられなかった。

一般状態の観察において、糞量の減少が 10 mg/kg 体重/日投与群においても認められたが、25 mg/kg 体重/日投与群では対照群と同等であることから、本剤投与の影響ではないと考えられた。

骨格検査において、第 13 胸部肋骨 (片側/両側) の短縮が認められたが、発現頻度は対照群と同程度であったことから自然発生性のものと考えられた。

本試験において、60mg/kg 体重/日群の母動物で体重増加抑制、摂餌量減少等が認められた。胎児に対する投与の影響は認められなかった。したがって、無毒性量は母動物に対して 25 mg/kg 体重/日、胎児に対して 60 mg/kg 体重/日であると考えられた。催奇形性は認められなかった。

表 28 催奇形性試験（ウサギ）の毒性所見

| 投与量 (mg/kg 体重/日) | 母動物 | 胎児 |
|---------------------|---|---------|
| 60 | <ul style="list-style-type: none"> ・流産（1例） ・粘液状便、糞量減少 ・体重増加抑制 ・摂餌量減少 ・肝臓蒼白化、白色病巣 | ・毒性所見なし |
| 25 | ・毒性所見なし | ・毒性所見なし |
| 10 | ・毒性所見なし | ・毒性所見なし |

(7) 遺伝毒性試験

インダジフラム原体について、細菌を用いた復帰突然変異試験、チャイニーズハムスター-V79細胞を用いた染色体異常試験及びマウスを用いた小核試験が実施された。また、インダジフラムの代謝物[M01]及び[M02]について細菌を用いた復帰突然変異試験が実施された。

本試験の結果は表 29 のとおりである。いずれの試験においても陰性であったことから、インダジフラム及びその代謝物に遺伝毒性はないものと考えられた。

表 29 遺伝毒性試験の概要

| 検体 種類 | 試験の種類 | 供試動物・細菌 | 処理濃度・投与量 | 結果 | GLP 実施年 |
|--------------|------------------------------------|---|--|----|--------------|
| 原体 | 復帰 突然変異 試験 | <i>Salmonella typhimurium</i> (TA98、TA100、TA1535、 TA1537、TA102 株) | 16 ~ 5000 μ g/plate (+/-S9) | 陰性 | GLP 2006年 |
| 代謝物 [M01] | 復帰 突然変異 試験 | <i>Salmonella typhimurium</i> (TA98、TA100、TA1535、 TA1537、TA102 株) | 16 ~ 5000 μ g/plate (+/-S9) | 陰性 | GLP 2007年 |
| 代謝物 [M02] | 復帰 突然変異 試験 | <i>Salmonella typhimurium</i> (TA98、TA100、TA1535、 TA1537、TA102 株) | 16 ~ 5000 μ g/plate (+/-S9) | 陰性 | GLP 2007年 |
| 原体 | 染色体 異常試験 (<i>in vitro</i>) | チャイニーズハムスター-V79 細胞 | 8 ~ 60 μ g/mL (-S9) 50 ~ 160 μ g/mL (+S9) | 陰性 | GLP 2006年 |
| 原体 | 小核試験 (<i>in vivo</i>) | NMRI系マウス(骨髄細胞) (一群雄5匹) | 0、10、20及び40mg/kg 体重×2回(腹腔内投与) | 陰性 | GLP 2006年 |

注) +/-S9 : 代謝活性化系存在下及び非存在下

・総合評価

ラットを用いた動物体内運命試験の結果、経口投与されたインダジフラムは速やかに吸収され、投与 1 時間以内に最高濃度に達した。

経口投与後の排泄は速やかで、48 時間後にはほとんど全ての放射能が排泄された。主要な排泄経路は低用量群では尿中及び胆汁中、高用量群では糞中であった。組織中の残留は肝臓及び皮膚でやや高かったが、96 時間後にはほとんど消失し、組織残留性及び組織蓄積性は認められなかった。主要代謝経路としては、吸収された親化合物のインダン環の芳香環メチル基部分が酸化され、ヒドロキシメチルを経てカルボン酸を生成する経路が推定され、カルボン酸[M02]がラットにおける主要代謝物であった。

各種毒性試験の結果から、インダジフラム投与における影響は、主に神経（振戦、中枢及び末梢神経の軸索変性等）、体重（増加抑制）、肝臓（肝細胞空胞化等）が認められ、神経への影響はラット、イヌ及びマウスにおいて観察された。

発がん性、繁殖能への影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験における無毒性量、最小毒性量及び最小毒性量で認められた所見を表 30 に示す。

表 30 各試験における無毒性量及び最小毒性量

| 動物種 | 試験 | 無毒性量・(最小毒性量) (mg/kg 体重/日) 最小毒性量で認められた所見 | 国内外での評価 無毒性量 (mg/kg 体重/日) |
|-----|-------------------|--|---------------------------------|
| ラット | 90 日間亜急性毒性試験 | 雄：14 (338) 雌：410 (806) 雄：TSH の増加、甲状腺濾胞細胞肥大、腎臓間質性単細胞浸潤 雌：呼吸音、衰弱、色素涙、切迫と殺 (1 例) 体重増加抑制、摂餌量減少、TBIL 減少、CHOL 増加、尿量増加、肝臓絶対重量又は相対重量 (対体重比) 増加、腎臓相対重量増加 | なし |
| イヌ | 90 日間亜急性毒性試験 | 雄 7.5 (15) 雌 7.5 (15) 雄：痙攣発作、脊髄後索及び坐骨神経の神経軸索変性 雌：痙攣発作、脊髄後索、脳及び坐骨神経の神経軸索変性 | EPA：7.5 |
| ラット | 90 日間亜急性神経毒性試験 | 雄：244 (586) 雌：15.1 (307) 雄：着色涙による汚れ、鼻部着色、肛門周囲着色、摂餌量減少、体重減少、体重増加抑制、下痢、振戦、反復性咀嚼行動 雌：体重減少、体重増加抑制 神経毒性に対する無毒性量 雄：244 雌：307 | EPA：244 |
| ラット | 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験 | 雄：12 (118) 雌：17 (167) 雄：TBIL 低下、肝臓相対重量 (対体重比) 増加、肝腫大、小葉中心性肝細胞肥大、汎小葉性肝細胞肥大、甲状腺濾胞細胞肥大、コロイド変化、下垂体後葉空胞化 雌：一般状態の変化 (散瞳、四肢の使用減少、振戦、後肢開脚、敏捷性の低下) 体重減少、体重増加抑制、摂餌量減少、TBIL 低下、CHOL 増加、尿量増加、肝腫大、小葉中心性肝細胞肥大、汎小葉性肝細胞肥大、肝臓多核肝細胞、肝細胞巨大空胞、胆管周囲性肝細胞巨大空胞減少、甲状腺コロイド変化、下垂体後葉空胞化 発がん性なし | なし |
| マウス | 2 年間発がん性試験 | 雄 34 (142) 雌 42 (168) 雄：体重減少、体重増加抑制、摂餌量減少、Ht,Hb,RBC 減少、肝臓重量 (絶対重量、対脳重量比) 減少、腎臓重量 (絶対重量、対体重比、対脳重量比) 減少、肝小葉明瞭像、胃赤色/黒色病巣、腎臓集合管過形成、腎盂上皮過形成、腎臓乳頭壊死、尿細管内黄褐色物質貯留増加、腎臓皮質上皮空胞化減少、小葉中心性肝細胞空胞化増加、びまん性肝細胞空胞化減少、腺胃びらん/壊死増加 雌：衰弱、体重減少、体重増加抑制、摂餌量減少、肝臓重量 (絶対重量、対体重比、対脳重量比) 減少、腎臓重量 (絶対重量、対体重比、対脳重量比) 減少、胃赤色/黒色病巣、小葉中心性肝細胞空胞化増加、びまん性肝細胞空胞化減少、腺胃びらん/壊死増加 発がん性なし | なし |

| 動物種 | 試験 | 無毒性量・(最小毒性量) (mg/kg 体重/日) 最小毒性量で認められた所見 | 国内外での評価 無毒性量 (mg/kg 体重/日) |
|-----|-----------|---|--|
| イヌ | 1年間慢性毒性試験 | 雄 2 (6) 雌 2 (7) 雄：脊髄軸索変性 雌：脊髄軸索変性 | EPA：2.0 慢性参照用量 (chronic reference dose：cRfD)： 0.02 |
| ラット | 2世代繁殖試験 | 親世代 P雄：10.2 (68.9)、P雌：83.2 (656) F1雄：69.6 (317)、F1雌：13.1 (87.2) P雄：肝臓重量増加(絶対、相対) 小葉中心性肝細胞肥大 P雌：粗大振戦、体重増加抑制、摂餌量減少、脾臓・子宮重量(絶対、相対)減少、小葉中心性肝細胞肥大、副腎細胞質空洞化 F1雄：体重増加抑制、最終体重減少、小葉中心性肝細胞肥大、腎臓病理変性 F1雌：体重増加抑制 児世代 F1雄：68.9 (560)、F1雌：83.2 (656) F2雄：10.6 (69.6)、F2雌：13.1 (87.2) F1：尿着色、鼻部着色、体重増加抑制、死亡、活動性亢進、反応性の増加、間代性痙攣、振戦、腹部膨張、努力性呼吸、下痢、軟便、被毛着色 F2：体重増加抑制 繁殖毒性なし | EPA： 親世代：25 児世代：60 繁殖能：69.3 |
| ラット | 催奇形性試験 | 母動物、胎児 25 (200) 母動物：体重増加抑制、摂餌量減少 胎児：体重低値 催奇形性なし | EPA： 母動物：25 |
| ウサギ | 催奇形性試験 | 母動物：25 (60) 胎児：60 (>60) 母動物：流産(1例) 粘液状便、糞量減少、体重増加抑制、摂餌量減少、肝臓蒼白化、白色病巣 催奇形性なし | EPA： 母動物：25 |

各試験で得られた無毒性量の最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の雌雄における2 mg/kg 体重/日であったことから、当該試験を非食用一日摂取許容量（非食用 ADI）の根拠とすることが適切であると考えられる。

以上の結果を踏まえ、インダジフラムに対する非食用 ADI を次のように評価する。

| | |
|---------|-----------------|
| 非食用 ADI | 0.02 mg/kg 体重/日 |
| 設定根拠試験 | 慢性毒性試験 |
| 動物種 | イヌ |
| 期間 | 1 年間 |
| 投与方法 | 混餌投与 |
| 無毒性量 | 2 mg/kg 体重/日 |
| 安全係数 | 100（種間差、個体差） |

なお、海外での評価状況は以下のとおりである。

| 国・地域 | 評価機関 | 評価結果 | |
|------|------|------|--|
| | | 米国 | EPA (2011) |
| | | 設定根拠 | 無毒性量：2.0 mg/kg 体重/日 イヌを用いた1年間慢性毒性試験 安全係数：100 |

<別紙 1> 代謝物/分解物等略称

| 記号 | 名称 | 化学名 |
|-------|--------------------------|--|
| | インダジフラム | <i>N</i> -[(1 <i>R</i> ,2 <i>S</i>)-2,3-ジヒドロ-2,6-ジメチル-1 <i>H</i> -インデン-1-イル]-6-[(1 <i>R</i>)-1-フルオロエチル]-1,3,5-トリアジン-2,4-ジアミン |
| [M01] | ジアミノトリアジン | (<i>R</i>)-6-(1-フルオロエチル)-1,3,5-トリアジン-2,4-ジアミン |
| [M02] | カルボン酸 | (2 <i>S</i> ,3 <i>R</i>)-3-{4-アミノ-6-[(1 <i>R</i>)-1-フルオロエチル]-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ}-2-メチルインダン-5-カルボン酸 |
| [M03] | ジヒドロキシ | (2 <i>R</i> ,3 <i>R</i>)-3-({4-アミノ-6-[(1 <i>R</i>)-1-フルオロエチル]-1,3,5-トリアジン-2-イル}アミノ)-5-(ヒドロキシメチル)-2-メチルインダン-1-オール |
| [M04] | 3-ヒドロキシインダン-カルボン酸 (両異性体) | (2 <i>R</i> ,3 <i>R</i>)-3-({4-アミノ-6-[(1 <i>R</i>)-1-フルオロエチル]-1,3,5-トリアジン-2-イル}アミノ)-1-ヒドロキシ-2-メチルインダン-5-カルボン酸 |
| [M05] | 3-ケト-ヒドロキシメチル | (2 <i>R</i> ,3 <i>R</i>)-3-({4-アミノ-6-[(1 <i>R</i>)-1-フルオロエチル]-1,3,5-トリアジン-2-イル}アミノ)-5-(ヒドロキシメチル)-2-メチルインダン-1-オン |
| [M06] | 3-ケト-カルボン酸 | (2 <i>R</i> ,3 <i>R</i>)-3-({4-アミノ-6-[(1 <i>R</i>)-1-フルオロエチル]-1,3,5-トリアジン-2-イル}アミノ)-2-メチル-1-オキソインダン-5-カルボン酸 |
| [M07] | ヒドロキシエチル-カルボン酸 | (2 <i>S</i> ,3 <i>R</i>)-3-{{4-アミノ-6-(1-ヒドロキシエチル)-1,3,5-トリアジン-2-イル}アミノ}-2-メチルインダン-5-カルボン酸 |
| [M08] | ヒドロキシメチル-GA | [(2 <i>S</i> ,3 <i>R</i>)-3-({4-アミノ-6-[(1 <i>R</i>)-1-フルオロエチル]-1,3,5-トリアジン-2-イル}アミノ)-2-メチル-2,3-ジヒドロ-1 <i>H</i> -インデン-5-イル]メチル α -D-グルコピラノシドuron酸 |
| [M09] | 3-ヒドロキシインダン-GA | [(2 <i>S</i> ,3 <i>R</i>)-3-({4-アミノ-6-[(1 <i>R</i>)-1-フルオロエチル]-1,3,5-トリアジン-2-イル}アミノ)-2,5-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1 <i>H</i> -インデン-1-イル]メチル α -D-グルコピラノシドuron酸 |
| [M10] | インダノン | (2 <i>R</i> ,3 <i>R</i>)-3-({4-アミノ-6-[(1 <i>R</i>)-1-フルオロエチル]-1,3,5-トリアジン-2-イル}アミノ)-2,5-ジメチルインダン-1-オン |
| [M11] | オレフィン | <i>N</i> -[(1 <i>R</i> ,2 <i>S</i>)-2,6-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1 <i>H</i> -インデン-1-イル]-6-ビニル-1,3,5-トリアジン-2,4-ジアミン |
| [M12] | 1-ヒドロキシエチル | 1-{4-アミノ-6-[(1 <i>R</i> ,2 <i>S</i>)-2,6-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1 <i>H</i> -インデン-1-イルアミノ]-1,3,5-トリアジン-2-イル}エタノール |

<別紙 2> 検査値等略称

| 略称 | 名 称 |
|---|--------------------------|
| ADI | 一日摂取許容量 |
| A/G 比 | アルブミン/グロブリン比 |
| ALB | アルブミン |
| AUC | 血中濃度-時間曲線下面積 |
| ¹³ C | 安定同位体である炭素 13 |
| ¹⁴ C | 放射性同位体である炭素 14 |
| CHOL | コレステロール |
| Cmax | 最高血中濃度 |
| cRfD | 慢性参照用量 |
| DT ₅₀ | 土壌中半減期 |
| EPA | 米国環境保護庁 |
| GLP | Good Laboratory Practice |
| GLUC | グルコース |
| Hb | ヘモグロビン |
| Hg | 血色素量 |
| Ht | ヘマトクリット |
| <i>In vitro</i> | 生体外 |
| <i>In vivo</i> | 生体内 |
| K | カリウム |
| K _{F^{ads}_{oc}} | 有機炭素吸着定数 |
| K _{F^{ads}} | 土壌吸着定数 |
| LC ₅₀ | 50%致死濃度 |
| LD ₅₀ | 50%致死量 |
| LLNA | Local Lymph Node Assay |
| LogPow | オクタノール/水分配係数 |
| LOQ | 定量限界 |
| MCH | 平均赤血球ヘモグロビン量 |
| MCHC | 平均赤血球ヘモグロビン濃度 |
| MCV | 平均赤血球容 |
| PHOS | 無機リン |
| PLT | 血小板数 |
| ppm | Parts per million |
| PT | プロトロンビン時間 |
| RBC | 赤血球 |
| RET | 網状赤血球数 |
| T _{1/2} | 半減期 |
| TAR | 総投与(処理)放射能 |
| TBIL | 総ビリルビン |
| TG | 中性脂肪 |
| Tmax | 最高血中濃度に達する時間 |
| TP | 総タンパク質 |
| TRIG | トリグリセリド |
| TSH | 甲状腺刺激ホルモン |

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料

インドキサカルブMP及びインドキサカルブ

・評価対象農薬の概要

1. 物質概要

インドキサカルブMP

| | | | | | |
|-----|---|-----|-------|---------|-------------|
| 化学名 | メチル = (RS) - N - [7 - クロロ - 2 , 3 , 4 a , 5 - テトラヒドロ - 4 a - (メトキシカルボニル) インドノ [1 , 2 - e] [1 , 3 , 4] オキサジアジン - 2 - イルカルボニル] - 4 ' - (トリフルオロメトキシ) カルバニラート | | | | |
| 分子式 | C ₂₂ H ₁₇ ClF ₃ N ₃ O ₇ | 分子量 | 527.8 | CAS NO. | 144171-61-9 |
| 構造式 | | | | | |

インドキサカルブ (ISO一般名)

| | | | | | |
|-----|--|-----|-------|---------|-------------|
| 化学名 | メチル = (S) - N - [7 - クロロ - 2 , 3 , 4 a , 5 - テトラヒドロ - 4 a - (メトキシカルボニル) インドノ [1 , 2 - e] [1 , 3 , 4] オキサジアジン - 2 - イルカルボニル] - 4 ' - (トリフルオロメトキシ) カルバニラート | | | | |
| 分子式 | C ₂₂ H ₁₇ ClF ₃ N ₃ O ₇ | 分子量 | 527.8 | CAS NO. | 173584-44-6 |
| 構造式 | | | | | |

2. 作用機構等

インドキサカルブMP

インドキサカルブMPは、オキサジアジン骨格を有する殺虫剤であり、その作用機構は、昆虫の神経軸索に作用し、神経膜のナトリウムチャンネルの機能を阻害して神経系を麻痺させ、昆虫を死に至らしめるものと考えられている。

インドキサカルブMPは、光学異性体のS体とR体を等量有するラセミ体であるが、殺虫活性を有するのはS体のみである。本邦での初回登録は2001年である。

製剤は粉剤及び水和剤が、適用作物は果樹、野菜、豆、花き、樹木、芝等がある。

申請者からの聞き取りによると、製剤の製造に用いられたインドキサカルブMPの原体の国内生産量は、4.2t（平成20年度）、4.0t（平成21年度）、5.5t（平成22年度）、輸入量は、3.0t（平成21年度）、6.0t（平成22年度）であった。

年度は農薬年度（前年10月～当該年9月）

インドキサカルブ

ISO一般名における「インドキサカルブ」は光学異性体のうち殺虫活性を有するS体のみを示すが、本評価書における「インドキサカルブ」は、インドキサカルブMPの光学異性体のうち、殺虫活性を有するS体の割合を高め、S体とR体の比率を約75：25としたものである。本邦での初回登録は2010年である。

製剤は水和剤が、適用作物は果樹、野菜、いも、豆、花き等がある。

申請者からの聞き取りによると、平成22年9月現在、インドキサカルブの原体は国内で流通していない。

3. 各種物性

インドキサカルブ MP

| | | | |
|--------|---|-------------------|---|
| 外観・臭気 | 類白色粉末(固体)、無臭 | 土壌吸着係数 | $K_{F^{ads}_{OC}} = 3,600 - 15,000$ |
| 融点 | 140 - 141 | オクタノール / 水分配係数 | $\log Pow = 4.6$ (25 、 pH5) |
| 沸点 | 337.6 で分解のため 測定不能 | 生物濃縮性 | BCF _{SS} = 1,100 (10ppb、供試標識体：インダ ノン - ¹⁴ C 標識) BCF _{SS} = 1,300 (10ppb、供試標識体：トリフ ルオロメトキシフェニル- ¹⁴ C 標識) |
| 蒸気圧 | 4.0×10^{-10} Pa (25) | 密度 | 1.3 g/cm ³ (20) |
| 加水分解性 | 半減期 401 - 604 日 (pH5、25) 37.5 - 38.2 日 (pH7、25) 0.98 - 1.03 日 (pH9、25) | 水溶解度 | 0.0136mg/L (20) |
| 水中光分解性 | 半減期 3.16 日 (東京春季太陽光換算 2.37 日) (滅菌緩衝液、25 、 31.6W/m ² 、300 - 800nm) 2.34 - 2.52 日 (東京春季太陽光換算 1.76 - 1.88 日) (自然水、25 、 31.6W/m ² 、300 - 800nm) | | |

インドキサカルブ

| | | | |
|--------|--|-------------------|--|
| 外観・臭気 | 白色粉末 わずかな不快感の無い臭気 | 土壌吸着係数 | $K_{F^{ads}_{OC}} = 1,400 - 4,600 (25)$ |
| 融点 | 88.1 ± 0.4 | オクタノール / 水分配係数 | $\log Pow = 4.65 (25)$ |
| 沸点 | 323.4 で分解のため 測定不能 | 生物濃縮性 | BCF _{ss} = 1,100 (試験濃度：10ppb、 供試標識体：インダノン - ¹⁴ C 標識インドキサカルブ MP) BCF _{ss} = 1,300 (試験濃度：10ppb、 供試標識体：トリフルオロメ トキシフェニル - ¹⁴ C 標識イ ンドキサカルブ MP) |
| 蒸気圧 | 9.8×10^{-9} Pa (20) 2.5×10^{-8} Pa (25) | 密度 | 1.4 g/cm ³ (20) |
| 加水分解性 | 半減期 607 日 (pH5、25) 21.7 日 (pH7、25) 0.25 日 (pH9、25) | 水溶解度 | 0.20 mg/L (25) |
| 水中光分解性 | 半減期 3 日 (東京春季太陽光換算 6.28 日) (滅菌緩衝液、25 、16.3W/m ² 、284 - 386nm) | | |

・安全性評価

| | |
|--|-------------------|
| 許容一日摂取量 (ADI) | 0.0052 mg/kg 体重/日 |
| <p>食品安全委員会は、平成 20 年 4 月 3 日付けで、インドキサカルブの ADI を 0.0052 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値はラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験における無毒性量 1.04 mg/kg 体重/日を安全係数 200 で除して設定された。</p> | |

．水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

非水田農薬として、インドキサカルブ MP 単用、インドキサカルブ単用、並びにインドキサカルブ MP 及びインドキサカルブの併用による使用方法の中で水濁 PEC が最も高くなる使用方法について表のパラメーターを用いて水濁 PEC を算出する。

1．非水田使用時の水濁 PEC

| 使用方法 | | 各パラメーターの値 | |
|-----------|-------------------------|----------------------------|------|
| 剤 型 | 10%水和剤 (インドキサカルブ MP) | I : 単回の農薬使用量 (有効成分 g/ha) | 350 |
| 使用場面 | 非水田 | N_{app} : 総使用回数 (回) | 4 |
| 適用作物 | 樹木 | A_p : 農薬使用面積 (ha) | 37.5 |
| 農薬使用量 | 700 L/10a ¹⁾ | | |
| 総使用回数 | 4 回 | | |
| 地上防除/航空防除 | 地 上 | | |
| 施 用 法 | 散 布 | | |

¹⁾ 希釈液（希釈倍数 2,000 倍）として。

2．水濁 PEC 算出結果

| 使用場面 | 水濁 PEC _{Tier1} (mg/L) |
|-------------------|---|
| 水田使用時 | 適用無し |
| 非水田使用時 | 0.00002194 ... |
| うち地表流出寄与分 | 0.00001957 ... |
| うち河川ドリフト寄与分 | 0.00000238 ... |
| 合 計 ¹⁾ | 0.00002194 ... ≒ <u>0.000022 (mg/L)</u> |

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

総合評価

1. 水質汚濁に係る登録保留基準値（案）

| | |
|---|-----------------------|
| 公共用水域の水中における予測濃度 に対する基準値 ¹⁾ | 0.013 mg/L |
| 以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 ²⁾ | |
| 0.0052(mg/kg 体重/日) ADI | × 53.3 (kg) 平均体重 |
| × 0.1 10 %配分 | / 2 (L/人/日) 飲料水摂取量 |
| = 0.013858...(mg/L) | |

¹⁾ 登録保留基準値は、インドキサカルブ及びインドキサカルブMPのいずれについても、それぞれに含まれる光学異性体のS体とR体の和である。

²⁾ 登録保留基準値は有効数字2桁（ADIの有効数字桁数）とし、3桁目を切り捨てて算出した。

< 参考 > 水質に関する基準値等

| | |
|----------------------------------|----|
| (旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾ | なし |
| 水質要監視項目 ²⁾ | なし |
| 水質管理目標設定項目 ³⁾ | なし |
| ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾ | なし |
| WHO飲料水水質ガイドライン ⁵⁾ | なし |

¹⁾ 平成17年8月3日改正前の「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月2日農林省告示346号）第4号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改定について」（平成22年9月29日付け環水大土第100929001号環境省水・大気環境局長通知）において設定された指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, third edition, incorporating first and second addenda

2. リスク評価

水濁 $PEC_{Tier1} = 0.000022$ (mg/L)であり、登録保留基準値 0.013 (mg/L)を超えないことを確認した。

(参考) 食品経由の農薬推定一日摂取量と対ADI比

残留農薬基準は、インドキサカルブの光学異性体のS体とR体の和として設定されている。

| | |
|-----------------------------------|------------------------|
| 農薬推定一日摂取量(mg/人/日) ¹⁾²⁾ | 対ADI比(%) ³⁾ |
| 0.11 | 41 |

¹⁾ 食品経由の農薬推定一日摂取量は、作物残留試験成績等がある食品については作物残留試験成績等、それ以外の食品については平成21年9月30日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における食品群毎の基準値案を基に算出した推定一日摂取量を示す。

²⁾ 摂取量：残留値及び農産物摂取量から求めたインドキサカルブMPの推定摂取量

³⁾ 平均体重 53.3 kg で計算

スピノサド

・評価対象農薬の概要

1. 物質概要

スピノシンA

| | | | | | |
|-----|---|-----|-------|---------|-------------|
| 化学名 | (2 <i>R</i> , 3 <i>aS</i> , 5 <i>aR</i> , 5 <i>bS</i> , 9 <i>S</i> , 13 <i>S</i> , 14 <i>R</i> , 16 <i>aS</i> , 16 <i>bR</i>) - 2 - (6 - デオキシ - 2, 3, 4 - トリ - <i>O</i> - メチル - <i>L</i> - マンノピラノシルオキシ) - 13 - (4 - ジメチルアミノ - 2, 3, 4, 6 - テトラデオキシ - <i>D</i> - エリスロピラノシルオキシ) - 9 - エチル - 2, 3, 3 <i>a</i> , 5 <i>a</i> , 5 <i>b</i> , 6, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16 <i>a</i> , 16 <i>b</i> - ヘキサデカヒドロ - 14 - メチル - 1 <i>H</i> - 8 - オキサシクロドデカ[<i>b</i>] <i>as</i> - インダセン - 7, 15 - ジオン | | | | |
| 分子式 | C ₄₁ H ₆₅ NO ₁₀ | 分子量 | 732.0 | CAS NO. | 131929-60-7 |
| 構造式 | | | | | |

スピノシンD

| | | | | | |
|-----|---|-----|-------|---------|-------------|
| 化学名 | (2 <i>S</i> , 3 <i>aR</i> , 5 <i>aS</i> , 5 <i>bS</i> , 9 <i>S</i> , 13 <i>S</i> , 14 <i>R</i> , 16 <i>aS</i> , 16 <i>bR</i>) - 2 - (6 - デオキシ - 2, 3, 4 - トリ - <i>O</i> - メチル - <i>L</i> - マンノピラノシルオキシ) - 13 - (4 - ジメチルアミノ - 2, 3, 4, 6 - テトラデオキシ - <i>D</i> - エリスロピラノシルオキシ) - 9 - エチル - 2, 3, 3 <i>a</i> , 5 <i>a</i> , 5 <i>b</i> , 6, 7, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16 <i>a</i> , 16 <i>b</i> - ヘキサデカヒドロ - 4, 14 - ジメチル - 1 <i>H</i> - 8 - オキサシクロドデカ[<i>b</i>] <i>as</i> - インダセン - 7, 15 - ジオン | | | | |
| 分子式 | C ₄₂ H ₆₇ NO ₁₀ | 分子量 | 746.0 | CAS NO. | 131929-63-0 |
| 構造式 | | | | | |

2. 作用機構等

スピノサドは、土壌放線菌由来のマクロライド系殺虫剤であり、その作用機構は明らかでないが、ニコチン性アセチルコリン受容体の活性や GABA 受容体の機能に影響し、昆虫の神経伝達系に関与し、不随意筋の収縮を引き起こすものと考えられている。スピノサドは、スピノシン A 及びスピノシン D の混合物で、原体中にはそれぞれ 72 %及び 4%以上(2 成分の合計で 82%以上)含まれる。本邦での初回登録は 1999 年である。

製剤は粒剤及び水和剤が、適用作物は稲、果樹、野菜、花き、芝等がある。

原体の、輸入量は、21.4t (20 年度)、18.3t (21 年度)、21.4t (22 年度)であった。

年度は農薬年度(前年10月～当該年9月)、出典：農薬要覧-2011-((社)日本植物防疫協会)

3. 各種物性等

スピノシン A

| | | | |
|--------|--|----------------|--|
| 外観・臭気 | 類白色固体、無臭 | 土壌吸着係数 | $K_{F,OC}^{ads}=570 - 4,200$ |
| 融点 | 84 - 99.5 | オクタノール / 水分配係数 | $\log P_{ow}=3.9$ (23、蒸留水) $\log P_{ow}=2.8$ (23、pH5) $\log P_{ow}=4.0$ (23、pH7) $\log P_{ow}=5.2$ (23、pH9) |
| 沸点 | 150 から分解するため測定不能 | 生物濃縮性 | $BCF_{ss} = 110$ (試験濃度：19.0 ng/mL) $BCF_{ss} = 84$ (試験濃度：5.0 ng/mL) |
| 蒸気圧 | 3.0×10^{-8} Pa (25) | 密度 | 0.51 g/cm^3 (20) |
| 加水分解性 | 半減期 安定 (pH5、25) 648 日 (pH7、25) 200 日 (pH9、25) | 水溶解度 | 290 mg/L (20、pH5) 235 mg/L (20、pH7) 89.4 mg/L (20、pH8.0~8.6) 16 mg/L (20、pH9) |
| 水中光分解性 | 半減期 0.9 日 (滅菌緩衝液、pH7、25、自然光(北緯 39.8°)、 14.2 W/m^2 、200 - 460nm) 0.2 日 (自然水、pH9.2、25、自然光(北緯 39.8°)) | | |

スピノシンD

| | | | |
|--------|--|-------------------|--|
| 外観・臭気 | 類白色固体、無臭 | 土壌吸着係数 | $K_{F^{ads}_{OC}}=1,300$ |
| 融点 | 161.5 - 170 | オクタノール / 水分配係数 | log $P_{ow}=4.4$ (23 、 蒸留水) log $P_{ow}=3.2$ (23 、 pH5) log $P_{ow}=4.5$ (23 、 pH7) log $P_{ow}=5.2$ (23 、 pH9) |
| 沸点 | 150 から分解するため 測定不能 | 生物濃縮性 | BCF $_{ss} = 120$ (試験濃度 : 33 ng/mL) BCF $_{ss} = 100$ (試験濃度 : 8.2 ng/mL) |
| 蒸気圧 | 2.0×10^{-8} Pa (25) | 密度 | 0.51 g/cm 3 (20) |
| 加水分解性 | 半減期 安定 (pH5、 25) 安定 (pH7、 25) 259 日 (pH9、 25) | 水溶解度 | 28.7 mg/L (20 、 pH5) 0.3 mg/L (20 、 pH7) 0.5 mg/L (20 、 pH8.0 - 8.6) 0.05 mg/L (20 、 pH9) |
| 水中光分解性 | 半減期 0.8 日 (滅菌緩衝液、 pH7、 25 、 自然光 (北緯 39.8°)、 14.2W/m 2 、 200 - 460nm) 0.2 日 (自然水、 pH9.2、 25.3 ± 0.5 、 自然光 (北緯 39.8°)) | | |

. 安全性評価

| | |
|--|------------------|
| 許容一日摂取量 (ADI) | 0.024 mg/kg 体重/日 |
| <p>食品安全委員会は、平成 22 年 4 月 8 日付けで、スピノサドの ADI を 0.024 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値は、ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験における無毒性量 2.4 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。</p> | |

・水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

水田使用及び非水田使用のいずれの場面においても使用されるため、それぞれの使用場面ごとに水濁 PEC が最も高くなる使用方法について表のパラメーターを用いて水濁 PEC を算出する。

1．水田使用時の水濁 PEC

| 使用方法 | | 各パラメーターの値 | |
|-----------|----------------------|---------------------------|-----|
| 剤 型 | 1.0%粒剤 | I : 単回の農薬使用量(有効成分 g/ha) | 100 |
| 使用場面 | 水田 | N_{app} : 総使用回数(回) | 1 |
| 適用作物 | 稲(箱育苗) | A_p : 農薬使用面積(ha) | 50 |
| 農薬使用量 | 50 g/箱 ¹⁾ | | |
| 総使用回数 | 1回 | | |
| 地上防除/航空防除 | 地 上 | | |
| 施用法 | 散 布 | | |

¹⁾ 1箱あたり本田 0.5a に相当

2．非水田使用時の水濁 PEC

| 使用方法 | | 各パラメーターの値 | |
|-----------|-------------------------|---------------------------|------|
| 剤 型 | 20%水和剤 | I : 単回の農薬使用量(有効成分 g/ha) | 700 |
| 使用場面 | 非水田 | N_{app} : 総使用回数(回) | 3 |
| 適用作物 | 果樹 | A_p : 農薬使用面積(ha) | 37.5 |
| 農薬使用量 | 700 L/10a ¹⁾ | | |
| 総使用回数 | 3回 | | |
| 地上防除/航空防除 | 地 上 | | |
| 施用法 | 散 布 | | |

¹⁾ 希釈液(希釈倍数 2,000 倍として)

3. 水濁 PEC 算出結果

| 使用場面 | 水濁 PEC _{Tier1} (mg/L) |
|------------------|-------------------------------------|
| 水田使用時 | 0.001331 ... |
| 非水田使用時 | 0.000035 ... |
| うち地表流出寄与分 | 0.000032 ... |
| うち河川ドリフト寄与分 | 0.000003 ... |
| 合計 ¹⁾ | 0.001366 ... ÷ <u>0.0014 (mg/L)</u> |

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

総合評価

1. 水質汚濁に係る登録保留基準値（案）

| | |
|---|--------------------------|
| 公共用水域の水中における予測濃度 に対する基準値 | 0.063mg/L |
| 以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 ¹⁾ | |
| $0.024 \text{ (mg/kg 体重/日)} \times 53.3 \text{ (kg)} \times 0.1 / 2 \text{ (L/人/日)} = 0.0639\dots \text{ (mg/L)}$ | |
| ADI | 平均体重 10 %配分 飲料水摂取量 |

¹⁾ 登録保留基準値は有効数字 2 桁（ADI の有効数字桁数）とし、3 桁目を切り捨てて算出した。

< 参考 > 水質に関する基準値等

| | |
|----------------------------------|----------|
| (旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾ | 0.6 mg/L |
| 水質要監視項目 ²⁾ | なし |
| 水質管理目標設定項目 ³⁾ | なし |
| ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾ | なし |
| WHO飲料水水質ガイドライン ⁵⁾ | なし |

¹⁾ 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号）第 4 号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正について」（平成 22 年 9 月 29 日付け環水大土発第 100929001 号環境省水・大気環境局長通知）において設定された指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, third edition, incorporating first and second addenda

2. リスク評価

水濁 $PEC_{Tier1} = 0.0014$ (mg/L)であり、登録保留基準値 0.063 (mg/L)を超えないことを確認した。

(参考) 食品経由の農薬推定一日摂取量と対 ADI 比

| 農薬推定一日摂取量(mg/人/日) ¹⁾ | 対 ADI 比 (%) ²⁾ |
|---------------------------------|---------------------------|
| 0.43 | 34 |

¹⁾ 食品経由の農薬推定一日摂取量は、作物残留試験成績等がある食品については作物残留試験成績等、それ以外の食品については平成 23 年 10 月 14 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会における食品群毎の基準値案を基に算出した推定一日摂取量を示す。

²⁾ 平均体重 53.3 kg で計算

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料

トリフロキシストロビン

・評価対象農薬の概要

1. 物質概要

| | | | | | |
|-----|--|-----|-------|---------|-------------|
| 化学名 | メチル = (E) - メトキシイミノ - { (E) - [1 - (, , - トリフルオロ - m - トリル) - エチリデンアミノオキシ] - o - トリル } アセテート | | | | |
| 分子式 | C ₂₀ H ₁₉ F ₃ N ₂ O ₄ | 分子量 | 408.4 | CAS NO. | 141517-21-7 |
| 構造式 | | | | | |

2. 作用機構等

トリフロキシストロビンは、ストロビルリン系の殺菌剤であり、その作用機構はミトコンドリアのチトクロームb及びc1間の電子の伝達阻害であると考えられている。本邦での初回登録は2001年である。

製剤は水和剤が、適用作物は果樹、野菜、芝等がある。

原体の輸入量は、29.6 t (20年度)、24.6 t (21年度)、10.7 t (22年度)であった。

年度は農業年度(前年10月～当該年9月)、出典：農業要覧-2011-((社)日本植物防疫協会)

3. 各種物性

| | | | |
|--------|---|----------------|--|
| 外観・臭気 | 白色粉末、無臭 | 土壌吸着係数 | $K_{F^{ads}_{OC}} = 1,300 - 7,300$ (25) $K_{F^{ads}_{OC}} = 1,600 - 3,800$ (20) |
| 融点 | 72.9 | オクタノール / 水分配係数 | $\log Pow = 4.5$ (25 、 pH7.5) |
| 沸点 | 312 | 生物濃縮性 | $BCF_{ss} = 170$ |
| 蒸気圧 | 3.4×10^{-6} Pa (25) | 密度 | 1.4 g/cm^3 (21) |
| 加水分解性 | 半減期 3.9 4.6 日 (pH1、 20) 4.7 8.6 年 (pH5、 20) 10.7 11.4 週 (pH7、 20) 1.1 日 (pH9 20) < 5 分 (pH13 20) | 水溶解度 | 0.61 mg/L (25 、 pH7.6) |
| 水中光分解性 | 半減期 38.0 時間 (東京春季太陽光換算 7.3 日) (滅菌蒸留水、 25 、 36.3 W/m^2 、 300-400nm) 21.2 時間 (東京春季太陽光換算 4.1 日) (pH7.1 自然水、 25 、 36.3 W/m^2 、 300-400nm) 23.5 時間 (東京春季太陽光換算 2.7 日) (pH7.2 滅菌緩衝液、 25 、 $21.2\text{-}23.2 \text{ W/m}^2$ 、 300-400nm) 19.4 時間 (東京春季太陽光換算 3.9 日) (pH5 滅菌緩衝液、 25 、 $32.5\text{--}40.7 \text{ W/m}^2$ 、 300-400nm) 25.8-30.0 時間 (東京春季太陽光換算 3.4-4.1 日) (pH7 滅菌緩衝液、 25 、 $32.5\text{--}40.7 \text{ W/m}^2$ 、 300-400nm) 2.6 時間 (東京春季太陽光換算 0.9 日) (pH7.9 滅菌自然水、 25 、 778 W/m^2 、 300-800nm) 24.0 時間 (東京春季太陽光換算 5.4 日) (pH4.8 滅菌緩衝液、 25 、 $40.3\text{-}43.9 \text{ W/m}^2$ 、 300-400nm) | | |

. 安全性評価

| | |
|--|-----------------|
| 許容一日摂取量 (ADI) | 0.05 mg/kg 体重/日 |
| <p>食品安全委員会は、平成 23 年 6 月 16 日付けで、トリフロキシストロピンの ADI を 0.05 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値は、イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験における無毒性量 5 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。</p> | |

・水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

非水田農薬として、水濁 PEC が最も高くなる使用方法について表のパラメーターを用いて水濁 PEC を算出する。

1．非水田使用時の水濁 PEC

| 使用方法 | | 各パラメーターの値 | |
|-----------|-------------------------|---------------------------|-------|
| 剤 型 | 25%水和剤 | I : 単回の農薬使用量（有効成分 g/ha） | 1,167 |
| 使用場面 | 非水田 | N_{app} : 総使用回数（回） | 4 |
| 適用作物 | 果樹 | A_p : 農薬使用面積（ha） | 37.5 |
| 農薬使用量 | 700 L/10a ¹⁾ | | |
| 総使用回数 | 4 回 | | |
| 地上防除/航空防除 | 地 上 | | |
| 施 用 法 | 散 布 | | |

¹⁾ 希釈液（希釈倍数 1,500 倍）として。

2．水濁 PEC 算出結果

| 使用場面 | 水濁 PEC _{Tier1} (mg/L) |
|-------------------|---|
| 水田使用時 | 適用無し |
| 非水田使用時 | 0.00007317 ... |
| うち地表流出寄与分 | 0.00006524 ... |
| うち河川ドリフト寄与分 | 0.00000793 ... |
| 合 計 ¹⁾ | 0.00007317 ... ≒ <u>0.000073 (mg/L)</u> |

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

総合評価

1. 水質汚濁に係る登録保留基準値（案）

| | |
|--|-----------------|
| 公共用水域の水中における予測濃度 に対する基準値 | 0.1 mg/L |
| 以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 ¹⁾ | |
| $0.05 \text{ (mg/kg 体重/日)} \times 53.3 \text{ (kg)} \times 0.1 / 2 \text{ (L/人/日)} = 0.133\dots \text{(mg/L)}$ <p style="text-align: center;">ADI 平均体重 10%配分 飲料水摂取量</p> | |

¹⁾ 登録保留基準値は有効数字1桁（ADIの有効数字桁数）とし、2桁目を切り捨てて算出した。

< 参考 > 水質に関する基準値等

| | |
|----------------------------------|----|
| (旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾ | なし |
| 水質要監視項目 ²⁾ | なし |
| 水質管理目標設定項目 ³⁾ | なし |
| ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾ | なし |
| WHO飲料水水質ガイドライン ⁵⁾ | なし |

¹⁾ 平成17年8月3日改正前の「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月2日農林省告示346号）第4号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改定について」（平成22年9月29日付け環水大土第100929001号環境省水・大気環境局長通知）において設定された指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, third edition, incorporating first and second addenda

2. リスク評価

水濁 $PEC_{Tier1} = 0.000073 \text{ (mg/L)}$ であり、登録保留基準値 0.1 (mg/L) を超えないことを確認した。

（参考）食品経由の農薬理論最大摂取量と対ADI比

| | |
|---------------------------------|------------------------|
| 農薬理論最大摂取量(mg/人/日) ¹⁾ | 対ADI比(%) ²⁾ |
| 0.78 | 29 |

¹⁾ 食品経由の農薬理論最大摂取量は、平成23年10月14日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物薬医薬品部会における食品群毎の基準値案を基に算出した理論最大摂取量を示す。

²⁾ 平均体重53.3kgで計算

ハロスルフロンメチル

・評価対象農薬の概要

1. 物質概要

| | | | | | |
|-----|--|-----|-------|---------|-------------|
| 化学名 | メチル = 3 - クロロ - 5 - (4 , 6 - ジメトキシピリミジン - 2 - イルカルバモイルスルファモイル) - 1 - メチルピラゾール - 4 - カルボキシラート | | | | |
| 分子式 | C ₁₃ H ₁₅ ClN ₆ O ₇ S | 分子量 | 434.8 | CAS NO. | 100784-20-1 |
| 構造式 | | | | | |

2. 作用機構等

ハロスルフロンメチルは、ピラゾール環を有するスルホニルウレア系除草剤であり、その作用機構はアセトラクテート合成酵素（ALS）の阻害である。本邦での初回登録は1995年である。

製剤は粒剤及び水和剤が、適用作物は稲、飼料作物、芝等がある。

原体の国内生産量は、71.3 t（20年度）、64.2 t（22年度）であった。

年度は農薬年度（前年10月～当該年9月）、出典：農薬要覧-2011-（（社）日本植物防疫協会）

3. 各種物性

| | | | |
|--------|--|----------------|--|
| 外観・臭気 | 白色粉末、無臭 | 土壌吸着係数 | $K_{F^{ads}_{OC}} = 28 - 290 (25 \pm 1)$ |
| 融点 | 175.5 - 177.2 | オクタノール / 水分配係数 | $\log Pow = 1.67 (pH5, 22.8)$ $\log Pow = -0.0186 (pH7, 22.8)$ $\log Pow = -0.542 (pH9, 22.5)$ |
| 沸点 | 213 で分解するため測定不能 | 生物濃縮性 | - |
| 蒸気圧 | $< 1.33 \times 10^{-5} \text{ Pa} (25 \pm 1)$ | 密度 | $1.6 \text{ g/cm}^3 (25)$ |
| 加水分解性 | 半減期 24.8 - 28.9 日 (pH5、25) 13.9 - 14.9 日 (pH7、25) 17.6 - 19.5 時間 (pH9、25) | 水溶解度 | 10.2 mg/L (20、pH6.47 - 6.52) |
| 水中光分解性 | 半減期 12.2 日 (東京春季太陽光換算 55.5 日) (滅菌蒸留水、 25 ± 1 、 450 W/m^2 、290 - 800nm) 7.9 日 (東京春季太陽光換算 36.0 日) (自然水、 25 ± 1 、 450 W/m^2 、290 - 800nm) | | |

. 安全性評価

| | |
|--|----------------|
| 許容一日摂取量 (ADI) | 0.1 mg/kg 体重/日 |
| <p>食品安全委員会は、平成 20 年 5 月 15 日付けで、ハロスルフロンメチルの ADI を 0.1 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値はイヌを用いた 1 年間慢性毒性試験における無毒性量 10.0 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。</p> | |

. 水質汚濁予測濃度 (水濁 PEC)

水田使用及び非水田使用のいずれの場面においても使用されるため、それぞれの使用場面ごとに水濁 PEC が最も高くなる使用方法について表のパラメーターを用いて水濁 PEC を算出する。

1. 水田使用時の水濁 PEC

| 使用方法 | | 各パラメーターの値 | |
|-----------|-----------------------|----------------------------|----------|
| 剤 型 | 5.0%水和剤 0.90%粒剤 | I : 単回の農薬使用量 (有効成分 g/ha) | 90 90 |
| 使用場面 | 水田 | N_{app} : 総使用回数 (回) | 2 |
| 適用作物 | 稲 稲 | A_p : 農薬使用面積 (ha) | 50 |
| 農薬使用量 | 180 g/10a 1 kg/10a | | |
| 総使用回数 | 1 回 1 回 | | |
| 地上防除/航空防除 | 地 上 | | |
| 施 用 法 | 土壌散布 湛水散布 | | |

2. 非水田使用時の水濁 PEC

| 使用方法 | | 各パラメーターの値 | |
|-----------|------------------------|----------------------------|------------|
| 剤 型 | 10.0%水和剤 30.0%水和剤 | I : 単回の農薬使用量 (有効成分 g/ha) | 400 450 |
| 使用場面 | 非水田 | N_{app} : 総使用回数 (回) | 3 |
| 適用作物 | 芝 芝 | A_p : 農薬使用面積 (ha) | 37.5 |
| 農薬使用量 | 400 g/10a 150 g/10a | | |
| 総使用回数 | 1 回 2 回 | | |
| 地上防除/航空防除 | 地 上 | | |
| 施 用 法 | 散 布 散 布 | | |

3. 水濁 PEC 算出結果

| 使用場面 | 水濁 PEC_{Tier1} (mg/L) |
|-------------------|-------------------------------------|
| 水田使用時 | 0.002396 ... |
| 非水田使用時 | 0.000020 ... |
| うち地表流出寄与分 | 0.000020 ... |
| うち河川ドリフト寄与分 | 0.000000 ... |
| 合 計 ¹⁾ | 0.002416 ... ≒ <u>0.0024 (mg/L)</u> |

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

総合評価

1. 水質汚濁に係る登録保留基準値（案）

| | |
|---|------------------|
| 公用水域の水中における予測濃度 に対する基準値 | 0.26 mg/L |
| 以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 ¹⁾ | |
| $0.1 \text{ (mg/kg 体重/日)} \times 53.3 \text{ (kg)} \times 0.1 \text{ / } 2 \text{ (L/人/日)} = 0.266\dots \text{(mg/L)}$ ADI 平均体重 10%配分 飲料水摂取量 | |

¹⁾ ADIの有効数字は1桁であるが、その根拠試験であるイヌを用いた1年間慢性毒性試験における無毒性量の有効数字桁数が3桁であることから、登録保留基準は有効数字2桁とし、3桁目を切り捨てて算出した。

< 参考 > 水質に関する基準値等

| | |
|----------------------------------|----------|
| (旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾ | 0.3 mg/L |
| 水質要監視項目 ²⁾ | なし |
| 水質管理目標設定項目 ³⁾ | 0.3 mg/L |
| ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾ | 2.6 mg/L |
| WHO飲料水水質ガイドライン ⁵⁾ | なし |

¹⁾ 平成17年8月3日改正前の「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月2日農林省告示346号）第4号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改定について」（平成22年9月29日付け環水大土第100929001号環境省水・大気環境局長通知）において設定された指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, third edition, incorporating first and second addenda

2. リスク評価

水濁 $PEC_{Tier1} = 0.0024 \text{ (mg/L)}$ であり、登録保留基準値 0.26 (mg/L) を超えないことを確認した。

（参考）食品経由の農薬理論最大摂取量と対ADI比

| | |
|---------------------------------|------------------------|
| 農薬理論最大摂取量(mg/人/日) ¹⁾ | 対ADI比(%) ²⁾ |
| 0.032 | 0.6 |

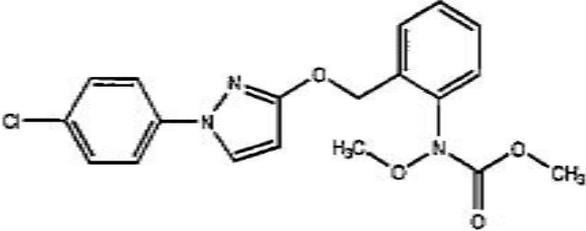
¹⁾ 食品経由の農薬理論最大摂取量は、平成20年7月30日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における食品群毎の基準値案を基に算出した理論最大摂取量を示す。

²⁾ 平均体重53.3kgで計算

ピラクロストロビン

評価対象農薬の概要

1. 物質概要

| | | | | | |
|-----|--|-----|-------|---------|-------------|
| 化学名 | メチル = { 2 - [1 - (4 - クロロフェニル) ピラゾール - 3 - イルオキシメチル] フェニル } (メトキシ) カルバマート | | | | |
| 分子式 | C ₁₉ H ₁₈ ClN ₃ O ₄ | 分子量 | 387.8 | CAS NO. | 175013-18-0 |
| 構造式 |  | | | | |

2. 作用機構等

ピラクロストロビンは、ストロビルリン系殺菌剤であり、その作用機構は、ミトコンドリア内のチトクローム電子伝達系阻害による呼吸阻害である。本邦での初回登録は2006年である。

製剤は水和剤が、適用作物は果樹及び野菜がある。

申請者からの聞き取りによると、製剤の製造に用いられたピラクロストロビンの原体の輸入量は、4.2t（平成20年度）、8.1t（平成21年度）、4.7t（平成22年度）であった。

年度は農業年度（前年10月～当該年9月）

3. 各種物性

| | | | |
|--------|---|-------------------|---|
| 外観・臭気 | 暗褐色粘ちよう性固体、 わずかな芳香臭 | 土壌吸着係数 | $K_{F^{ads}OC} = 6,400 - 23,000$ (25) |
| 融点 | 63.7 - 65.2 | オクタノール / 水分配係数 | $\log Pow = 3.99$ |
| 沸点 | 200 で分解のため 測定不能 | 生物濃縮性 | $BCF_{SS} = 494$ |
| 蒸気圧 | 2.6×10^{-8} Pa (20) 6.4×10^{-8} Pa (25) | 密度 | 1.4 g/cm^3 (20) |
| 加水分解性 | 半減期 1年以上 (pH4、7、9; 25) | 水溶解度 | 2.4 mg/L (20 、脱イオン水) |
| 水中光分解性 | 半減期 59 時間 (東京春季太陽光換算 15 日) (滅菌精製水、25 、600W/m ² 、290 - 800nm) 56 時間 (東京春季太陽光換算 14 日) (自然水、25 、600W/m ² 、290 - 800nm) | | |

. 安全性評価

| | |
|--|------------------|
| 許容一日摂取量 (ADI) | 0.034 mg/kg 体重/日 |
| <p>食品安全委員会は、平成 21 年 3 月 19 日付けで、ピラクロストロピンの ADI を 0.034 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値はラットを用いた2年間慢性毒性試験及び2年間発がん性試験における無毒性量3.4 mg/kg体重/日を安全係数100で除して設定された。</p> | |

・水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

非水田農薬として、水濁 PEC が最も高くなる使用方法について表のパラメーターを用いて水濁 PEC を算出する。

1．非水田使用時の水濁 PEC

| 使用方法 | | 各パラメーターの値 | |
|-----------|-------------------------|---------------------------|------|
| 剤 型 | 20.0%水和剤 | I : 単回の農薬使用量（有効成分 g/ha） | 467 |
| 使用場面 | 非水田 | N_{app} : 総使用回数（回） | 3 |
| 適用作物 | 果樹 | A_p : 農薬使用面積（ha） | 37.5 |
| 農薬使用量 | 700 L/10a ¹⁾ | | |
| 総使用回数 | 3 回 | | |
| 地上防除/航空防除 | 地 上 | | |
| 施 用 法 | 散 布 | | |

¹⁾ 希釈液（希釈倍数 3,000 倍）として。

2．水濁 PEC 算出結果

| 使用場面 | 水濁 PEC _{Tier1} (mg/L) |
|-------------------|---|
| 水田使用時 | 適用無し |
| 非水田使用時 | 0.00002382 ... |
| うち地表流出寄与分 | 0.00002144 ... |
| うち河川ドリフト寄与分 | 0.00000238 ... |
| 合 計 ¹⁾ | 0.00002382 ... ≒ <u>0.000024 (mg/L)</u> |

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

総合評価

1. 水質汚濁に係る登録保留基準値（案）

| | |
|--|-------------------|
| 公共用水域の水中における予測濃度 に対する基準値 | 0.090 mg/L |
| 以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 ¹⁾ | |
| $0.034(\text{mg/kg 体重/日}) \times 53.3 (\text{kg}) \times 0.1 / 2 (\text{L/人/日}) = 0.09061\dots(\text{mg/L})$ <p style="text-align: center;">ADI 平均体重 10%配分 飲料水摂取量</p> | |

¹⁾ 登録保留基準値は有効数字2桁（ADIの有効数字桁数）とし、3桁目を切り捨てて算出した。

< 参考 > 水質に関する基準値等

| | |
|----------------------------------|----|
| (旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾ | なし |
| 水質要監視項目 ²⁾ | なし |
| 水質管理目標設定項目 ³⁾ | なし |
| ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾ | なし |
| WHO飲料水水質ガイドライン ⁵⁾ | なし |

¹⁾ 平成17年8月3日改正前の「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月2日農林省告示346号）第4号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改定について」（平成22年9月29日付け環水大土第100929001号環境省水・大気環境局長通知）において設定された指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, third edition, incorporating first and second addenda

2. リスク評価

水濁 $PEC_{Tier1} = 0.000024$ (mg/L)であり、登録保留基準値 0.090 (mg/L)を超えないことを確認した。

(参考) 食品経由の農薬推定一日摂取量と対ADI比

| | |
|----------------------------------|-------------------------|
| 農薬推定一日摂取量 (mg/人/日) ¹⁾ | 対ADI比 (%) ²⁾ |
| 0.74 | 41 |

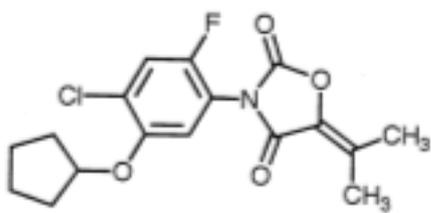
¹⁾ 食品経由の農薬推定一日摂取量は、作物残留試験成績等がある食品については作物残留試験成績等、それ以外の食品については平成21年9月30日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における食品群毎の基準値案を基に算出した推定一日摂取量を示す。

²⁾ 平均体重 53.3 kg で計算

ペントキサゾン

・評価対象農薬の概要

1．物質概要

| | | | | | |
|-----|--|-----|--------|---------|-------------|
| 化学名 | 3 - (4 - クロロ - 5 - シクロペンチルオキシ - 2 - フルオロフェニル) - 5 - イソプロピリデン - 1 , 3 - オキサゾリジン - 2 , 4 - ジオン | | | | |
| 分子式 | C ₁₇ H ₁₇ ClFNO ₄ | 分子量 | 353.78 | CAS NO. | 110956-75-7 |
| 構造式 |  | | | | |

2．作用機構等

ペントキサゾンはオキサゾリジンジオン骨格を有する除草剤であり、その作用機構は、光存在下で活性酸素を発生させることによる細胞構造の破壊であると考えられる。本邦での初回登録は1997年である。

製剤は粒剤、水和剤及び乳剤が、適用作物は稲、雑穀等がある。

原体の国内生産量は、3.7t (20年度)、輸入量は102.0t (20年度)、133.0t (21年度)、72.0t (22年度)であった。

年度は農薬年度(前年10月～当該年9月)、出典：農薬要覧-2011-((社)日本植物防疫協会)

3. 各種物性等

| | | | |
|--------|--|-------------------|---|
| 外観・臭気 | 白色結晶性粉末、無臭 | 土壌吸着係数 | 土壌吸着性が強い ため測定不能 |
| 融点 | 104 | オクタノール / 水分配係数 | $\log P_{ow} = 4.66$ (25) |
| 沸点 | 230 付近で変性のため測定不能 | 生物濃縮性 | BCF _{ss} = 504 (試験濃度 0.01mg/L) BCF _{ss} = 608 (試験濃度 0.1mg/L) |
| 蒸気圧 | 1.11×10^{-5} Pa 以下 (25) | 密度 | 1.4 g/cm ³ (25) |
| 加水分解性 | 半減期 36 日 (pH4、25) 22 日 (pH5、25) 5 日 (pH7、25) 2 時間 (pH9、25) | 水溶解度 | 0.216 mg/L (25) |
| 水中光分解性 | 半減期 16 日 (東京春季太陽光換算 80 日) (緩衝液、25 、18.4W/m ² (290 - 400nm)及び 142 W/m ² (290 - 800nm)) 5 日 (東京春季太陽光換算 20 日) (自然水、25 、18.4W/m ² (290 - 400nm)及び 142 W/m ² (290 - 800nm)) | | |

. 安全性評価

| | |
|--|-----------------|
| 許容一日摂取量 (ADI) | 0.23 mg/kg 体重/日 |
| <p>食品安全委員会は、平成 21 年 10 月 22 日付けで、ペントキサゾンの ADI を 0.23 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値は、イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験における無毒性量 23.1 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。</p> | |

．水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

水田農薬として、水濁 PEC が最も高くなる使用方法について表のパラメーターを用いて水濁 PEC を計算する。

1．水田使用時の水濁 PEC

| 使用方法 | | 各パラメーターの値 | |
|-----------|----------------------|-----------------------------|-----|
| 剤 型 | 1.5%粒剤 | I : 単回の農薬使用量 (有効成分 g /ha) | 450 |
| | 4.5%粒剤 | | 450 |
| 使用場面 | 水田 | N_{app} : 総使用回数 (回) | 2 |
| 適用作物 | 稲 稲 | A_p : 農薬使用面積 (ha) | 50 |
| 農薬使用量 | 3 kg/10a 1 kg/10a | | |
| 総使用回数 | 1 回 1 回 | | |
| 地上防除/航空防除 | 地 上 | | |
| 施 用 法 | 湛水散布 | | |
| | 湛水散布 | | |

2．水濁 PEC 算出結果

| 使用場面 | 水濁 PEC _{Tier1} (mg/L) |
|-------------------|-----------------------------------|
| 水田使用時 | 0.01198 ... |
| 非水田使用時 | 適用無し |
| 合 計 ¹⁾ | 0.01198 ... ÷ <u>0.012 (mg/L)</u> |

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

総合評価

1. 水質汚濁に係る登録保留基準値（案）

| | |
|--|-------------------|
| 公共用水域の水中における予測濃度 に対する基準値 | 0.61 mg/L |
| 以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 ¹⁾ | |
| 0.23 (mg/kg 体重/日) × 53.3 (kg) × 0.1 / 2 (L/人/日) = 0.6129(mg/L) | |
| ADI | 平均体重 10%配分 飲料水摂取量 |

¹⁾ 登録保留基準値は有効数字 2 桁（ADI の有効数字桁数）とし、3 桁目を切り捨てて算出した。

< 参考 > 水質に関する基準値等

| | |
|----------------------------------|-------|
| (旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾ | 2mg/L |
| 水質要監視項目 ²⁾ | なし |
| 水質管理目標設定項目 ³⁾ | なし |
| ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾ | なし |
| WHO 飲料水水質ガイドライン ⁵⁾ | なし |

¹⁾ 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号）第 4 号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正について」（平成 22 年 9 月 29 日付け環水大土発第 100929001 号環境省水・大気環境局長通知）において設定された指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, third edition, incorporating first and second addenda

2. リスク評価

水濁 $PEC_{Tier1} = 0.012$ (mg/L) であり、登録保留基準値 0.61 (mg/L) を超えないことを確認した。

(参考) 食品経由の農薬理論最大摂取量と対 ADI 比

| | |
|----------------------------------|---------------------------|
| 農薬理論最大摂取量 (mg/人/日) ¹⁾ | 対 ADI 比 (%) ²⁾ |
| 0.017 | 0.1 |

¹⁾ 食品経由の農薬理論最大摂取量は、平成 22 年 6 月 2 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における食品群毎の基準値案を基に算出した理論最大摂取量を示す。

²⁾ 平均体重 53.3 kg で計算

ミクロブタニル

・評価対象農薬の概要

1．物質概要

| | | | | | |
|-----|---|-----|-------|---------|------------|
| 化学名 | (RS)-2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル | | | | |
| 分子式 | C ₁₅ H ₁₇ ClN ₄ | 分子量 | 288.8 | CAS NO. | 88671-89-0 |
| 構造式 | | | | | |

2．作用機構等

ミクロブタニルはトリアゾール系の殺菌剤であり、その作用機構は、エルゴステロール生合成の過程において2,4-メチレンジヒドロラノステロールの脱メチル化を阻害することによる、菌類の正常な生育の阻害である。本邦での初回登録は1990年である。

製剤は水和剤、乳剤、液剤及びエアゾル剤が、適用作物は果樹、野菜、豆、花き、樹木、芝等がある。

原体の国内生産量は、0.3 t(20年度)、0.2 t(21年度)、0.1 t(22年度)、輸入量は、24.9 t(20年度)、17.4 t(21年度)、13.3 t(22年度)であった。

年度は農業年度(前年10月～当該年9月)、出典：農業要覧-2011-(社)日本植物防疫協会)

3. 各種物性等

| | | | |
|--------|--|----------------|---|
| 外観・臭気 | 白色針状結晶、芳香臭 | 土壌吸着係数 | $K_{F^{ads}_{OC}}=210 - 960 (25 \pm 1)$ |
| 融点 | 71.7 | オクタノール / 水分配係数 | $\log Pow=1.98 (22)$ |
| 沸点 | 390.6 - 391.0 ($97.6 \times 10^3 Pa$) | 生物濃縮性 | - |
| 蒸気圧 | $1.72 \times 10^{-6} Pa (25)$ | 密度 | $1.2 g/cm^3 (25)$ |
| 加水分解性 | 1年以上 | 水溶解度 | 142 mg/L (22) |
| 水中光分解性 | 半減期 5,330 時間 (滅菌脱イオン水、31、蛍光太陽ランプ、 $2.8W/m^2$ 、270 - 500nm) 591 時間 (東京春季太陽光換算 0.70 日) (自然水、31、蛍光太陽ランプ、 $2.8W/m^2$ 、270 - 500nm) | | |

安全性評価

| | |
|---|------------------|
| 許容一日摂取量 (ADI) | 0.024 mg/kg 体重/日 |
| <p>食品安全委員会は、平成 23 年 8 月 11 日付けで、ミクロブタニルの ADI を 0.024 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値はラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験における無毒性量 2.49 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。</p> | |

．水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

非水田農薬として、水濁 PEC が最も高くなる使用方法について表のパラメーターを用いて水濁 PEC を算出する。

1．非水田使用時の水濁 PEC

| 使用方法 | | 各パラメーターの値 | |
|-----------|-------------------------|----------------------------|------|
| 剤 型 | 4%乳剤 | I : 単回の農薬使用量 (有効成分 g/ha) | 560 |
| 使用場面 | 非水田 | N_{app} : 総使用回数 (回) | 6 |
| 適用作物 | 樹木 | A_p : 農薬使用面積 (ha) | 37.5 |
| 農薬使用量 | 700 L/10a ¹⁾ | | |
| 総使用回数 | 6 回 | | |
| 地上防除/航空防除 | 地 上 | | |
| 施用法 | 散 布 | | |

¹⁾ 希釈液（希釈倍数 500 倍）として。

2．水濁 PEC 算出結果

| 使用場面 | 水濁 PEC _{Tier1} (mg/L) |
|-------------------|---|
| 水田使用時 | 適用なし |
| 非水田使用時 | 0.00005155 ... |
| うち地表流出寄与分 | 0.00004584 ... |
| うち河川ドリフト寄与分 | 0.00000571 ... |
| 合 計 ¹⁾ | 0.00005155 ... ≒ <u>0.000052 (mg/L)</u> |

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

総合評価

1. 水質汚濁に係る登録保留基準値（案）

| | |
|--------------------------------------|-----------------------|
| 公共用水域の水中における予測濃度 に対する基準値 | 0.063 mg/L |
| 以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 ¹⁾ | |
| 0.024 (mg/kg 体重/日) ADI | × 53.3 (kg) 平均体重 |
| × 0.1 10 %配分 | / 2 (L/人/日) 飲料水摂取量 |
| = 0.0639...(mg/L) | |

¹⁾ 登録保留基準値は有効数字 2 桁（ADI の有効数字桁数）とし、3 桁目を切り捨てて算出した。

< 参考 > 水質に関する基準値等

| | |
|----------------------------------|----|
| (旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾ | なし |
| 水質要監視項目 ²⁾ | なし |
| 水質管理目標設定項目 ³⁾ | なし |
| ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾ | なし |
| WHO 飲料水水質ガイドライン ⁵⁾ | なし |

¹⁾ 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号）第 4 号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正について」（平成 22 年 9 月 29 日付け環水大土発第 100929001 号環境省水・大気環境局長通知）において設定された指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, third edition, incorporating first and second addenda

2. リスク評価

水濁 $PEC_{Tier1} = 0.000052$ (mg/L)であり、登録保留基準値 0.063(mg/L)を超えないことを確認した。

（参考）食品経由の農薬理論最大摂取量と対 ADI 比

| | |
|----------------------------------|---------------------------|
| 農薬理論最大摂取量 (mg/人/日) ¹⁾ | 対 ADI 比 (%) ²⁾ |
| 0.49 | 39 |

¹⁾ 食品経由の農薬理論最大摂取量は、平成 23 年 3 月 8 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における食品群毎の基準値案を基に算出した理論最大摂取量を示す。

²⁾ 平均体重 53.3 kg で計算

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料

メタラキシル及びメタラキシルM

1. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

メタラキシル

| | | | | | |
|-----|--|-----|-------|---------|------------|
| 化学名 | メチル = N - (メトキシアセチル) - N - (2, 6 - キシリル) - DL - アラニナート | | | | |
| 分子式 | C ₁₅ H ₂₁ NO ₄ | 分子量 | 279.3 | CAS NO. | 57837-19-1 |
| 構造式 | | | | | |

メタラキシルM

| | | | | | |
|-----|---|-----|-------|---------|------------|
| 化学名 | メチル = N - (メトキシアセチル) - N - (2, 6 - キシリル) - D - アラニナート | | | | |
| 分子式 | C ₁₅ H ₂₁ NO ₄ | 分子量 | 279.3 | CAS NO. | 70630-17-0 |
| 構造式 | | | | | |

2. 作用機構等

メタラキシール

メタラキシールは、フェニルアミド骨格を有する殺菌剤であり、その作用機構は、病原菌の菌糸伸長及び胞子形成の阻害である。本邦での初回登録は1984年である。

メタラキシールは、光学異性体のD体とL体を等量有するラセミ体であり、D体のみ殺菌活性を有する。

製剤は粉剤、粒剤、水和剤及び液剤が、適用作物は稲、果樹、野菜、豆、花き、樹木、芝等がある。

原体の輸入量は、49.0 t(20年度)、55.0 t(21年度)、73.0 t(22年度)であった。

年度は農薬年度(前年10月～当該年9月)、出典：農薬要覧-2011-(社)日本植物防疫協会)

メタラキシールM

メタラキシールMは、メタラキシールの光学異性体のうち、殺菌活性を有するD体を91%以上に高めた殺菌剤である。本邦での初回登録は2007年である。

製剤は粉剤、粒剤、水和剤及び液剤が、適用作物は稲、果樹、野菜、いも、豆、芝等がある。

申請者からの聞き取りによると、製剤の製造に用いられたメタラキシールMの原体の輸入量は、4.8t(平成22年度)であった。

年度は農薬年度(前年10月～当該年9月)

3. 各種物性

メタラキシル

| | | | |
|--------|---|----------------|--------------------------------------|
| 外観・臭気 | 白色結晶性粉末、無臭 | 土壌吸着係数 | $K_{F^{ads}_{OC}} = 14 - 480$ (25) |
| 融点 | 72.2 | オクタノール / 水分配係数 | $\log Pow = 1.75$ (25) |
| 沸点 | 約 270 で分解するため測定不能 | 生物濃縮性 | - |
| 蒸気圧 | $7.5 \times 10^{-4} Pa$ (25) | 密度 | $1.2 g/cm^3$ (22) |
| 加水分解性 | 半減期 > 200 日 (pH1、20) 115 日 (pH9、20) 12 日 (pH10、20) 88 日 (pH9、25) 分解せず (pH5、7; 25) | 水溶解度 | $8.4 \times 10^3 mg/L$ (22) |
| 水中光分解性 | 半減期 東京春季太陽光換算 130 日 (滅菌緩衝液、 31 ± 8 、 $2 - 75 W/m^2$ 、太陽光下) 27.2 日 (東京春季太陽光換算 159 日) (滅菌蒸留水、25 、 $50 W/m^2$ 、300 - 400nm) 17 日 (東京春季太陽光換算 100 日) (非滅菌自然水、25 、 $50 W/m^2$ 、300 - 400nm) 15 日 (東京春季太陽光換算 93 日) で分解せず (滅菌自然水、 24.7 ± 0.7 、 $48 W/m^2$ 、300 - 400nm) | | |

メタラキシルM

| | | | |
|--------|--|----------------|---------------------------------------|
| 外観・臭気 | 無色液体、無臭 | 土壌吸着係数 | $K_{F^{ads}_{OC}} = 31 - 41$ (20) |
| 融点 | - 38.7 | オクタノール / 水分配係数 | $\log Pow = 1.71$ (25) |
| 沸点 | 270 で分解するため 測定不能 | 生物濃縮性 | - |
| 蒸気圧 | 3.3×10^{-3} Pa (25) | 密度 | 1.1 g/cm^3 (20) |
| 加水分解性 | 半減期 > 30 日 (pH1、5、7、50) 116.4 日 (pH9、25) 7.7 日 (pH9、50) 2.7 日 (pH9、60) | 水溶解度 | $2.6 \times 10^4 \text{ mg/L}$ (25) |
| 水中光分解性 | 240 時間 (東京春季太陽光換算 65.3 日) で分解せず (滅菌緩衝液、 25.8 ± 0.2 、 $49.8 - 54.7 \text{ W/m}^2$ 、300 - 400nm) 207 日 (東京春季太陽光換算 971 日) (滅菌蒸留水中、 25 ± 2 、 $36.5 - 401 \text{ W/m}^2$ 、300 - 800nm) 6.7 日 (東京春季太陽光換算 31.4 日) (非滅菌自然水、 25 ± 2 、 $36.5 - 401 \text{ W/m}^2$ 、300 - 800nm) 15 日 (東京春季太陽光換算 93 日) で分解せず (滅菌自然水、 24.7 ± 0.7 、 48 W/m^2 、300 - 400nm) | | |

. 安全性評価

| | |
|--|-----------------|
| 許容一日摂取量 (ADI) | 0.022mg/kg 体重/日 |
| <p>食品安全委員会は、平成 23 年 7 月 7 日付けで、メタラキシル及びメタラキシルMの ADI を 0.022 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値はラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験における無毒性量 2.2 mg/kg体重/日を安全係数100で除して設定された。</p> | |

. 水質汚濁予測濃度 (水濁 PEC)

水田使用及び非水田使用のいずれの場面においても使用されるため、それぞれの使用場面ごとに、メタラキシル単用、メタラキシル M 単用、並びにメタラキシル及びメタラキシル M の併用による使用方法の中で水濁 PEC が最も高くなる使用方法について表のパラメーターを用いて水濁 PEC を算出する。

1 . 水田使用時の水濁 PEC

| 使用方法 | | 各パラメーターの値 | |
|-----------|---------------------------------------|----------------------------|------------|
| 剤 型 | 2%粒剤 (メタラキシル) 4%液剤 (メタラキシル) | I : 単回の農薬使用量(有効成分 g /ha) | 1,200 8 |
| 使用場面 | 水田 | N_{app} : 総使用回数(回) | 3 |
| 適用作物 | 稲 稲(箱育苗) | A_p : 農薬使用面積(ha) | 50 |
| 農薬使用量 | 6 kg/10a 500 mL/箱 ^{1) 2)} | | |
| 総使用回数 | 2 回 1 回 | | |
| 地上防除/航空防除 | 地 上 | | |
| 施 用 法 | 散 布 土壌灌注 | | |

¹⁾ 1 箱あたり本田 0.5a に相当。

²⁾ 希釈液(希釈倍数 500 倍)として。

2. 非水田使用時の水濁 PEC

| 使用方法 | | 各パラメーターの値 | |
|-----------|------------------|----------------------------|-------|
| 剤 型 | 2%粒剤 (メタラキシル) | I : 単回の農薬使用量 (有効成分 g/ha) | 4,000 |
| 使用場面 | 非水田 | N_{app} : 総使用回数 (回) | 3 |
| 適用作物 | 花き・観葉植物 | A_p : 農薬使用面積 (ha) | 37.5 |
| 農薬使用量 | 20 kg/10a | | |
| 総使用回数 | 3回 | | |
| 地上防除/航空防除 | 地 上 | | |
| 施用法 | 散 布 | | |

3. 水濁 PEC 算出結果

| 使用場面 | 水濁 PEC _{Tier1} (mg/L) |
|-------------------|-----------------------------------|
| 水田使用時 | 0.03206 ... |
| 非水田使用時 | 0.00018 ... |
| うち地表流出寄与分 | 0.00018 ... |
| うち河川ドリフト寄与分 | 0.00000 ... |
| 合 計 ¹⁾ | 0.03224 ... ÷ <u>0.032 (mg/L)</u> |

¹⁾ 水濁 PECの値は有効数字2桁とし、3桁目を四捨五入して算出した。

総合評価

1. 水質汚濁に係る登録保留基準値（案）

| | |
|--|------------|
| 公共用水域の水中における予測濃度 に対する基準値 ¹⁾ | 0.058 mg/L |
| 以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 ²⁾ | |
| $0.022 \text{ (mg/kg 体重/日)} \times 53.3 \text{ (kg)} \times 0.1 \text{ / } 2 \text{ (L/人/日)} = 0.05863\dots \text{(mg/L)}$ <p style="text-align: center;">ADI 平均体重 10%配分 飲料水摂取量</p> | |

¹⁾ 登録保留基準値は、メタラキシル及びメタラキシルMのいずれについても、それぞれに含まれる光学異性体のD体とL体の和である。

²⁾ 登録保留基準値は有効数字2桁（ADIの有効数字桁数）とし、3桁目を切り捨てて算出した。

< 参考 > 水質に関する基準値等（メタラキシルとして換算）

| | |
|----------------------------------|-----------|
| (旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾ | 0.5mg/L |
| 水質要監視項目 ²⁾ | なし |
| 水質管理目標設定項目 ³⁾ | 0.06 mg/L |
| ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾ | 0.58 mg/L |
| WHO飲料水水質ガイドライン ⁵⁾ | なし |

¹⁾ 平成17年8月3日改正前の「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月2日農林省告示346号）第4号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改定について」（平成22年9月29日付け環水大土第100929001号環境省水・大気環境局長通知）において設定された指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, third edition, incorporating first and second addenda

2. リスク評価

水濁 $PEC_{Tier1} = 0.032 \text{ (mg/L)}$ であり、登録保留基準値 0.058 (mg/L) を超えないことを確認した。

（参考）食品経由の農薬理論最大摂取量と対ADI比

| | |
|---------------------------------|------------------------|
| 農薬理論最大摂取量(mg/人/日) ¹⁾ | 対ADI比(%) ²⁾ |
| 0.37 | 32 |

¹⁾ 食品経由の農薬理論最大摂取量は、平成21年12月2日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における食品群毎の基準値案を基に算出した理論最大摂取量を示す。

²⁾ 平均体重53.3kgで計算